

令和7年第2回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

令和7年6月6日（金曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	10番 黒木一君
11番 藤江徹君	12番 稲吉照夫君	13番 笹野康男君
14番 丸山千代子君	15番 都築幸夫君	16番 廣野房男君

欠席議員及び早退議員（2名）

9番 鈴木久夫君（欠席） 10番 黒木一君（早退）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 内田守君
総務部長 菅沼秀浩君	参事（税務担当） 稲熊公孝君
危機管理監 長谷優一郎君	住民こども部長 三浦正義君
健康福祉部長 谷川啓君	参事（健康保健担当） 相川美代子君
環境経済部長 大熊隆之君	建設部長 鳥居靖久君
上下水道部長 齋藤啓一君	消防長 山本秀幸君
教育部長 山本晴彦君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 岩瀬仁史君

○議長（廣野 房男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りします。

本日、議場において議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（廣野 房男君） 異議なしと認めます。

したがって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。

ここで御報告いたします。9番 鈴木久夫議員は疾病のため本定例会の全ての会議を欠席する届出がありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

- 議長（廣野 房男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、15人であります。一般質問用パネル一覧は、お手元に配付のとおりでありますから御了承ください。

日程第1

- 議長（廣野 房男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 藤本和美議員及び2番 吉本智明議員を指名します。

日程第2

- 議長（廣野 房男君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定によって、質問時間は1人30分以内とし、質問回数制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い、質問を許します。

初めに、2番、吉本智明議員の質問を許します。

2番、吉本議員。

- 2番（吉本智明君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って順次質問をさせていただきます。

まず初めに、耕作放棄地対策について質問をさせていただきます。

耕作放棄地の問題は、農業に関わる人だけの問題ではなく、地域社会全体に影響を及ぼす重要な課題になっていると思います。

全国的には、耕作放棄地発生背景には、農業の後継者不足と高齢化問題、資材価格の高騰など、農業経営の悪化、鳥獣被害などによる環境要因の影響など、様々な問題が複雑に絡み合って耕作放棄という状況になっているのではないかと推察されます。

町内でも、様々な場所で耕作放棄地を目にすることがあります。実際にどのような状況で耕作放棄地が発生しているのか把握していますでしょうか。教えてください。

- 議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

- 環境経済部長（大熊隆之君） 本町におけます耕作放棄地につきましては、相続により、今まで農作業をしたことのない方や遠方に住んでいて幸田町の農地に手をつけられない方などが農地を取得したことによりまして放置されてしまうケースが多いと考えられま

す。

現在、検討している状況であります。相続で農地を取得された方は必ず市町村へ、本町で言いますと産業振興課へ書類を提出することとなっております。そこで、相続人が耕作できない方の場合、今後の利用方法等につきまして、どう考えているのかを確認し、また、提出してもらった書類の中に今後の利活用方針を用紙に記入してもらったことも考えております。

そうすることによりまして、借りた方が見つければ耕作放棄地となることもなく、よい状態の農地を保っていけると考えております。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 相続により農地を引き継いだ方の営農意識の希薄さが原因であると分析しているようであります。そうした中でも、書類を送付して意向調査等をしていただくということで、何とかこの耕作放棄の状態が解消されるように願うばかりでございますが、現状、町が耕作放棄地を把握するに当たり、どのような方法で調査しているのでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本町は、各地区におきまして、農業委員を選任していただいております。したがって、農業委員及び事務局職員による現地調査により、耕作放棄地の把握をしておるところであります。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 各地区の農業委員または事務局の職員が現地調査ということで地道な活動をしておられるということで把握していることが分かりました。

それでは、耕作放棄地として町が認識している土地のうち、田、畑、果樹園別の耕作放棄地のそれぞれの面積はどのようになっていますでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 令和6年度につきましては、現在、耕作放棄地面積を集計中ですので、令和5年度の耕作放棄地面積となりますが、田んぼは54筆3万721平米、畑は65筆で5万2,146平米であります。

なお、果樹園としての面積の把握は、申し訳ありませんができていないところであります。東海農政局の公表をしております市町村別統計による令和5年度の耕作地の面積であります。全体が1,060ヘクタールで、田んぼが693ヘクタール、畑が367ヘクタールであります。

したがって、それぞれの耕作放棄地の割合としましては、田んぼが約4%、畑が約14%となっております。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 耕作放棄地の割合として、田が4%、畑が14%ということで、畑のほうがなかなか耕作しづらいのかなということで、耕作放棄地になっているような傾向があるというふうに推察されます。

また、果樹園としては把握できていないということのようでもあります。それでは、耕作放棄地の近年の傾向としては、どのようになっていますでしょうか。各年別の状況に

ついてお答えください。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 近年の田畑の耕作放棄地の傾向であります。耕作放棄地利用調査によりますと、令和3年が11万5,404平米、令和4年が10万2,468平米、令和5年が8万2,867平米となっております。

したがいまして、耕作放棄地は減少傾向にある状況であります。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） ただいま答弁ありましたように、耕作放棄地は減少傾向にあるということが分かりました。これも各地区の農業委員または事務局の懸命な努力でそういった減少というふうにつながったのではないかと分かりました。

今現在、耕作放棄地対策として、地権者等に対する町の指導、これはどのような形で行っておるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 耕作放棄地の地権者に対しましては、農地の適正管理の必要性和指導、また、管理のための作業委託先を文書にて御案内をしているところであります。

なお、対応していただけない地権者の方に対しましては、耕作放棄地調査を行いまして、耕作放棄地の意向調査を行っております。その中で、農地の貸出しを希望される方がいれば、耕作放棄地リストに登録していくこととなっております。

一方、農地を持たない方が農作業を希望し、農地を借りることができないかという相談で来庁される方がお見えになります。その方たちに登録されている耕作放棄地をリストから選んでいただきまして、現地を確認していただいております。その上で、農作業をしたいという申出があれば、貸出希望者に連絡を取りまして、マッチングをし、少しずつではありますが耕作放棄地の解消に向け、対応をしているところであります。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 大体分かりました。

事務局が耕作放棄地のリストをしっかりと作成し、営農意欲のある土地を持たない人たちとマッチングをすることにより耕作放棄地を徐々に減らしていると、そういった努力をされているのはよく分かりました。そうした事務局の懸命な努力にもかかわらず、残念ながら長年耕作放棄地となっているところがあると思えます。多年生雑草が繁茂し、所によっては樹木が生えてしまっているような状況で、農地復元は非常に困難となってくるように思えます。町として、そのような状態になった土地の農地復元、この問題についてはどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 雑草が繁茂した農地に関しましては、地権者に草刈りを依頼しておるところであります。山林の近くで樹木が生えてしまっている場所につきましては、国の方針により、農業委員会が非農地判定を行いまして、地権者に登記地目を変更してもらうことで、完全に農地から除外することとしております。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 山林に隣接した地域では、農地から除外するという事で地目変更してもらおうということ、これは十分理解できるんですが、山裾ではない優良農地のど真ん中にこの耕作放棄地がある場合がございます。そういったところは、そういう方法は多分使えないと思いますんで、この農業委員会事務局と、この町の指導でこういったものを改善していったというような実績等あれば、ちょっと教えていただきたいと思いませんけれども。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 先ほどの答弁のマッチングの件であります、何件も成功している例がございます。近年ですと、令和4年度の相談件数は3件で、うちマッチングが1件、令和5年度の相談件数は14件で、うちマッチングが5件、令和6年度の相談件数は5件で、うちマッチングが1件となっております。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 相談が毎年、毎年ある中で、マッチングも成立しておるようでございます。こういった事務局の地道な努力でうまく活用して、この耕作放棄地解消に努めていただいておりますというところは大変ありがたいんですが、まだまだ町全体を見ますと、この田んぼのど真ん中、畑のど真ん中で周りは優良な農地であるにもかかわらず、草が生えているというような土地も見受けられるので、そういったところはやっぱり周りの農地のことを考えたら、早く解消してあげないと作物の生育に影響を及ぼすというようなことがあると思いますので、引き続き、しっかりと努力していただきたいと思いません。

次に、樹園地の耕作放棄地についてお伺いします。幸田町特産の筆柿の圃場についてお聞きしますが、筆柿については、皆さん御存じのように全国のシェア90%と町の特産ということで産地形成にも取り組んできておられることと思います。こういった重要な作物であるこの筆柿の圃場が、秋になるとよく分かるんですけども、23号バイパス沿いから放置された状態で柿がいっぱいになった状態、そういったようなところがちょこちょこ見受けられます。そういったのを見ると、非常に残念に思うんです。筆柿の町である本町のイメージがとても下がってしまうと思うんです。産地形成でしっかり努力されるのは分かりますが、そういったところも手をつけていただかないと、やっぱりいけないのではないかなと考えております。今後、道の駅、筆柿の里幸田、これも拡大の意向があると伺ってます。ますます多くの人の目に触れるようになると思います。町として筆柿の圃場の耕作放棄地の解消について、何とか対応できないでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 名豊道路国道23号から見える耕作放棄地につきましては、場所にもよるわけですが、道の駅の駐車場拡大のための買取等も検討しております。

また、耕作放棄地につきましては、小中学校向けの体験農園等を実施をしております、筆柿づくりに触れる機会を増やすよう、努力をしております、耕作放棄地となってしまった特産物である筆柿畑につきましては、町として保全活動に努めておるところであります。

例えば、こうした筆柿応援隊や親子農業体験教室で、非農家の方に筆柿栽培の体験を行

ってもらっております。

こうした筆柿応援隊は3年ごとに対象地を変えまして、耕作放棄地の解消に向けて取組を実施しておるところであります。次回の対象地を名豊道路国道23号沿いの耕作放棄地を選定しまして、耕作放棄地の解消に努めたく考えております。

参考であります。昨年度、西三河農林水産事務所の農業普及課が筆柿農家へのアンケート調査を行っております。回答者数は51名で、平均年齢は71歳でありました。内訳としましては、50代以下が14%、60代が14%、70代においては半数の50%、80代は22%との結果が出ております。

そのアンケートの中で、筆柿耕作可能年数といったしましては、平均であと6年ぐらいという回答でありました。なお、5年以内にやめることを検討している割合は63%と出ております。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） ありがとうございます。

こうした筆柿応援隊という、こういった組織が活動しているということでございます。3年ごとに圃場を変えて取り組んでいるということで、これをこの23号沿いのほうへ振り向けてもらえるということ、大変ありがたいことだと思います。幸田町の筆柿のイメージアップのためにも、ぜひ、しっかりと行っていただきたいと思っております。

それから、非常に残念なお知らせでございますか、この西三河農林水産事務所、農業普及課のアンケートの回答を見ますと、平均であと6年、5年以内にやめるというような方、大変多うございます。平均年齢も非常に高くなってきているということ、これはこの今の生産者の年齢だけを見ると、離農されるということは体力的にもやむを得ないのかなと思っております。しかしながら、この幸田町が生産量日本一の筆柿のまちをずっと続けていくのであるならば、やはり行政としても後継者、新規就農者、そういった道をしっかりと拓いて、筆柿のまちの維持に向けて努力をしていただくということをしていただきたいと私は思いますがいかがでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本町といたしましては、特産筆柿産地支援事業としまして、耕作放棄地となっていた筆柿畑を活用し、一般の方や企業の方と協力しまして、農業体験を実施しておるところであります。

参加者に筆柿の農作業体験をしてもらいまして、興味を持ってもらうことで、定年後からでも筆柿農家として取り組めるよう努力をし、また、現筆柿農家が高齢によりリタイアしてしまうところを農家としてもう少し続けていただけるようにもしていきたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 農業体験、こういったものを活用して興味を持っていただく、この努力は評価できます。やはりこういった活動するにはしっかりとしたPRをして、人を呼び込んでやるということをやらないと、なかなか結果が出てこないと思っておりますので、しっかりと腰を据えて筆柿の普及という重点を置いてやっていただきたいなと感じております。

次に、住宅地周辺における耕作放棄地の問題についてですが、住宅地周辺で雑草等が繁茂した状態では防災機能の低下と災害リスクの増加、それから不法投棄の温床になり環境問題にも発展しかねません。初期段階では、徐々に周辺の住環境が悪化し、道路、歩道に草が覆いかぶさるなどして、特に通学路沿いのところでは、交通事故、犯罪の発生にもつながるおそれがあると思います。憩いの農園北の以前、町の貸農園をやっておられた跡地、これは町が元の農地復元にされて地権者にお貸ししたと思いますが、その後、三、四年になるような気がします、一度も耕作されずに草が生え放題。まだ、この時期はいいんですけれども、夏になりますと歩道に覆いかぶさって、この歩道は通学路であります。もう子どもたちの通学する体に当たって、雨の日などはキャーキャー言いながらよけて子どもたちは通学しています。こんな状態では、やっぱりまずいのではないかな。町としてもしっかり指導はしていただいているとは思いますが、指導して何ともなんらんから放置するでは、やはりちょっと安全が保たれないような気がしてなりません。子どもたちが元気に毎日登下校する姿をしっかりと見るためには、やはりきれいな状態を保っていただきたい。それはやはり行政としての努めではないかなと思います。通学路や住環境の安全対策として、児童、生徒をはじめ、住民に被害が出る前に町で何らかの安全対策としての対応はできないでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 本町といたしましては、誠に言いにくいわけではありますが、地権者へ草刈りを依頼することしかできないという状況であります。これには、他にも耕作放棄地がある中において、この耕作放棄地だけを町で対応することは、他との公平性を保つことが難しいというところからであります。

しかしながら、交通安全上で支障が出るような通学路や、見通しが悪い場所等につきましては、緊急性のある区域としまして対応したいなというふうに考えております。該当の農地につきましては、県道となっております。関係部署と連携を取りながら愛知県へ早急に対応を依頼していくよう要望をしまいたいと思っております。

また、今回、住環境の安全対策の質問をいただきましたので、耕作放棄地につきまして、町ホームページ等で管理における周知徹底を図ってまいりたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 交通安全上、支障のある通学路については、緊急性のある区域として対応していただけると大変ありがたいことだと思います。ただ、私の例として挙げました該当農地については、県道であるのは承知しております。県の対応といいますと、過去何度となくこの議会で質問が出たり、直接土木課のほうへ要望出したりする中で、なかなか県の重い腰を上げてくれないというのが事実かと思えます。そこは何とか町、行政のほうで小回りの利くような対応をお願いしたいと考えております。

耕作放棄地であることで住民が安全、安心に暮らすことができないようではいけないと思います。ここは農地サイドだけの問題ではなく、町全体の問題として安全、安心対策を進める必要があると思います。ホームページを見れば耕作放棄地の全国優良事例も載っています。農地バンク、耕作放棄地解消補助金、農福連携、民間ビジネスモデルなど、様々な対応がホームページ上には載っていました。その中で、やはり幸田町に合う、

合わない、あると思いますので、そういったものをしっかりと研究していただいて、優秀な町職員でございますので、知恵を絞っていただいて、耕作放棄地解消に向けた取組をお願いしたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 議員の御指摘のとおり、農地を維持する観点以外の住民に対する安全、安心にも影響が出ることは把握しておるところであります。他の自治体の事例を参考に、耕作放棄地の解消に向けて、ホームページへの掲載や、幸田町公式LINEなどのSNSも活用した取組を実施してまいりたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 幸田町の将来を担う子どもたちのために、ぜひしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

次のテーマに移ります。学校給食の運営についての問題点を順次聞いていきたいと思っています。

学校給食の目標について、学校給食法第2条では、学校給食を実施するに当たっては、教育の目的を実現するために七つの目標が定められています。

1、適切な栄養の摂取による健康の保持、増進を図ること。2、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。3、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うこと。4、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。5、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。6、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。7、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと。このように、以上のような目標を掲げておるところでございます。この目標を達成するために、日々、学校給食の運営は適正になされているとは思いますが、令和4年頃より毎年、毎年、食料品の値上げが報道上でも頻繁にされるようになり、その都度、食材費の中でも子どもたちに安全でおいしい給食を届けるために、栄養教諭を中心に適切な献立を考え、食材を選定し、運営してこられたことに感謝申し上げます。

様々な食品、調味料など、食材が値上げされる中で、この1年は我が国の食文化である主食のお米の値段が昨年同時期比2倍以上の高騰という状況にあります。この近年の食材費高騰に対し、どのような対応を取ってこられたのかお聞きします。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 給食食材の納入業者に関しましては、衛生監視結果を基に設定基準が設けられておりますが、食材の価格に関するルールはございません。

食材の選定に当たっては、細菌検査結果の提出と食品の確実な衛生管理がされていることを考慮しているところでございます。

学校給食の質や量を確保するために、物価が高騰した食材をできる限り避けて、安全でできるだけ安価な食材を使用するよう、栄養教諭等が献立作成に努めているところでございます。給食の食材を選定する物資選定会議におきましては、品質や安全性などを

十分考慮して、同等なものの中で比較的安価な食材を選定するなどしております。

また、季節によって価格の変動が大きい野菜類や果物類は、価格が高騰する時期の使用を可能な範囲で控えるなど、工夫しているところでございます。その一つとして、今年度につきましては、主食である米の価格高騰により、米飯の給食の割合を2学期以降でございますが、80%から75%に変更して、パンの割合を増やす対応をさせていただく予定にしているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 食材の選定会議において、安全性を十分に考慮した、なるべく安価な食材を選定しておるということの中でも、味を落とさないようにしっかりと努力していただいと聞いております。非常にありがたい話でございますが、近年の異常なまでの米価の高騰、これに対応するために国は市場の鎮静化を促すために備蓄米の緊急放出というもので対応しているように報道をされております。主食である米がちょっと80から75は僅かではありますが、私としては、このパンを増やすということ、一時的には、これは致し方ないのかなとは考えますが、日本の食文化である主食の米、これはやっぱり下げてほしくないなというところが実感として感じられるところでございます。今後、米の比率を下げたままなのか、また、しかるべき時期に戻していただけるのかお伺いします。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 安全で質、量を落とさずというふうに答弁しておりながら、米飯をパンの割合を増やすという対応につきましては、心苦しいところではございます。米の主食の割合の変更につきましては、現時点におきましては、今年度のみの対応と考えておりますので、次年度以降につきましては、今後の価格の動向は見させていただきながら、可能な限り来年度以降につきましては、現行の割合に戻したいと、そのように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） やはり日本人の主食である米の割合は下げたくないというのが、もう皆さん思ってることだと思います。今、部長の答弁の中に、動向を見ながらではありますが、元の割合に戻していくという御答弁ございました。ぜひともそうしていただきたいと思っております。市場が早く落ち着くことを願っているばかりでございます。

次に、食育の観点から地域で取れた食材の活用、これも重要な給食の課題だと思います。この地産地消の状況について、本町の学校給食では地域の食材、どのように活用されているのかお伺いします。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 給食の米飯につきましては、幸田町産の米を使用しているということがございます。その他の食材としましては、なす、豚肉、筆柿、梨などを採用しているということでございます。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 年間を通して地域の食材を活用していただいていることに感謝いたします。加工食品で長年豆腐など、給食食材を納めていた幸田町の志賀食品が春先に廃

業されました。この給食では豆腐をはじめ、様々な大豆加工食品を納めていただいていたと思いますが、地元業者の廃業に伴う学校給食への影響はございましたでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 議員おっしゃいましたように、令和7年、今年の3月に突然廃業をされまして、4月から別の業者にて供給していただいております。背景といたしましては、急遽3社にお声がけをさせていただいたところ、何とか1社のみ供給可能という回答をいただきましたので、現在、その業者様に供給していただいております。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 年々、食材が高騰する中で、大変な御努力、御苦労で食材工夫する中で、安価で栄養価に優れ、おいしい学校給食を子どもたちに提供していただき、学校給食会の皆様、栄養教諭をはじめ、関係者の皆様に感謝を申し上げます。

これまで伺ったように、学校給食の提供が大変なように、家計で実際御家庭を切り盛りしている方たちにとっても物価高騰というのは非常に家計負担が増えるということで大変と思います。町は食材費が高騰している現状を踏まえて、今後、給食費の値上げはお考えになっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 物価高騰により給食の材料費の値上がりをしておりますが、物価高騰による給食費を超える食材費につきましては、基本的に公費負担として、給食費の保護者負担は現状を維持をしたいと考えております。給食の質、量を落とさず、児童、生徒の皆さんに栄養バランスの取れた学校給食を今後も引き続き提供できるように、可能な限り努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 食材高騰分については、御家庭の負担を増やさず、町費を投入することで御対応いただけるお言葉をいただきました。町の負担が増えても、幸田町の将来を担う子どもたちのために給食の質も落とさず、バランスの取れた給食の提供ありがとうございます。

次に、給食費の徴収の問題についてですが、この問題は以前より学校の様々な徴収金と合わせて学校が給食費の徴収の業務を行っていると思います。本来はこの業務は町が責任を持って徴収すべきだと思います。教職員の働き方改革で負担を減らすためにも、学校から町への事務移転をする考えはございますでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 現在、給食費につきましては、各学校にて徴収していただいております。それを学校から学校教育課のほうに納めていただいているのが議員おっしゃるとおりでございます。これまでも教職員の皆さんからの要望もございますので、今後、国や近隣自治体の給食費無料化というものの動き、これらを踏まえて取組として注視していきたいと思っております。現時点におきましては、現状のままお願いしたいと思っておりますけれども、政策課題として取り組む準備だけはしていきたいと思っております。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） この問題に関しては、以前より一貫して現状のままというような御答弁をいただいているところでございます。政策課題として、しっかりと対応、検討をお願いします。

次に、給食費の滞納状況についてお聞きします。滞納者に対する対応はどのようにしていますか。滞納額の推移も併せてお願いします。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 学校教育課におきまして、各学校担当者と協力しながら滞納者に対して対応しているところでございます。現状、滞納者から申出がいただければ児童手当から支払いをしていただいているところでございます。令和4年度から令和6年度までは、給食費の滞納はその効果もございましてございません。ただ、令和3年度以前の滞納繰越総額につきましては、130万円弱程度の状況となっております。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） ここ3年ほどは滞納なしということで、関係者の方がしっかりと取り組んでいただいたおかげだと感謝します。しかし、それ以前の積もり積もった給食費が130万弱あるということ、安い給食費が130万も膨れてしまったということは、やはりこのまま放置するというのはあまりよろしくないと思います。連絡が取れずに回収不能、もうどこにおるのか不明ということならば、いっそのこと給食費の不納欠損、これに取り組んでいただくことを検討願いたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 学校給食費の滞納につきましては、児童手当から充当等により滞納額の高額化、期間の長期化を未然に抑止しているところでございます。議員おっしゃる過去の滞納分につきましては、債権の発生から長期間が経過しており、債権者の住所など、把握が困難なケースや、債権発生からその後の対応方法など、把握、実はできていないものもあるため、過去の給食費を徴収することは議員おっしゃるとおり非常に困難な状態にあると認識しております。

また、債権管理条例の制定など、不納欠損の対応を検討した経過ございますが、立案に至っていませんので、今年度につきましても、昨年同様、滞納のないよう努めているところでございます。今後につきましては、国や近隣自治体の給食費の無償化を含む取組に注視しまして、そのタイミングでこの不納欠損の処理につきましても、課題として取り組む準備をしていきたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） ぜひ、この不納欠損処理を政策課題と捉え、取り組んでいただきたいと思います。部長おっしゃるように、今、給食無償化の流れが国のほうからもやってくると思います。無償化になれば、新たな滞納も発生しないわけですから、いつまでもこの130万弱が残っていくようじゃ非常に困りますので、ぜひともしっかりとした対応をお願いします。

近年、給食無償化の話題が様々なところから挙がってきております。子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付でもあるのかなと考えますが、現在の給食費無償化に対する県内の状況が分かれば教えてください。

- 議長（廣野 房男君） 教育部長。
- 教育部長（山本晴彦君） 給食費無償化の近隣市の状況につきましては、新聞等で報道等もありますが、豊田市、安城市、みよし市が完全無償化の方針で、岡崎市は一部無償化の情報として把握しております。その他、県内で把握する情報といたしましては、完全無償化が津島市、大口町、東栄町、豊根村の県内では7自治体の状況と把握しているところでございます。
- 議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。
- 2番（吉本智明君） 県内でも幾つかの自治体が無償化に取り組んでおることが分かりました。この給食無償化は不交付団体であるような財政力指数の高い自治体のみがやっているわけではなく、低い自治体も全国的に見るとたくさんやっているのがホームページ上で確認できております。国の動きとして、この学校給食無償化については、先に3党合意により2026年度より小学校から開始との方針が示されました。その後の状況と合わせて中学校も無償化、そういった流れを作れないかお聞きします。
- 議長（廣野 房男君） 教育部長。
- 教育部長（山本晴彦君） 学校給食の無償化の3党合意につきましては、インターネット上の情報などを把握、確認をしておるところでございます。その中で、まずは小学校を念頭に地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現するとしておりますけれども、その具体的な事業内容の情報は、自治体のほうには入ってございません。本町の令和6年度実績から、小学校に係る経費は約1億3,000万円、中学校が約7,000万円の本町にどの程度の交付金が見込まれる事業であるのか、その後、議員がおっしゃるような段階的に中学校もどの段階で検討されてるのかなどの情報も国から入っておりませんので、国、県からそれらの情報が入り次第、本町の方針を決定していきたいと考えているところでございます。
- 議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。
- 2番（吉本智明君） 確かに、その後の状況っていうのは、なかなかインターネット調べても情報が入ってきません。この小学校の給食無償化、2026年度でございますので、来年度の話なんです。そんなに悠長なことは言っておれないと私は思います。全て補助金で行われるっていうならば何も言いません。受け身でいいと思います。交付税措置をされれば、不交付団体である本町のような自治体はたまったものではないと思います。やはり町費持ち出しになるということで、先ほど部長の答弁からあったように、給食費自体は小中学校合わせて2億の経費がかかるわけです、食材費で。だから、それを不交付団体であるからといって交付税措置されて一銭も国から来ない、こんなようなことはあってはいけないと思いますんで、受け身ではなく、やっぱりこちらからプッシュして情報を取りにいかしてください。そういった対応をしないと、本町のようなぎりぎり不交付団体の自治体は倒れてしまいます。ぜひ、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。
- 議長（廣野 房男君） 教育部長。
- 教育部長（山本晴彦君） 交付税措置による無償化では、本町には無償化による補助金がなく、大きな財政的な負担が伴う事業になりますので、国の動向に注視し、国、県に対

してあらゆる機会に要望していきたいと思ひますし、情報をなるべく早くキャッチできるように行動していきたいと思ひております。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本議員。

○2番（吉本智明君） 来年度の話ですから、あまり平静を保って答弁してもらおうと困るんですけども、しっかりとした現実味を持ったしっかりとした対応をお願いしたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣野 房男君） 2番、吉本智明議員の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時01分

○議長（廣野 房男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、岩本知帆議員の質問を許します。

6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

現在、地震や台風など、自然災害の激甚化が進む中で、地域防災の在り方が改めて問われています。とりわけ、災害発生時において、特に支援を必要とする高齢者や障害がある方、妊産婦、乳幼児、アレルギーを持つ方々など、いわゆる災害弱者への対応は、町の防災体制を評価する上で極めて重要な視点です。防災計画の策定や避難所運営、支援体制の整備において、災害弱者の視点がどのように取り入れられているのか、本町の現状と今後の課題についてお伺いします。

初めに、災害弱者への防災対策に関する町の基本的な認識についてお伺いします。近年は共助の重要性が叫ばれる中で、行政の責任と地域住民との連携の在り方が問われています。町として災害弱者の命を守るために、どのような方針でしょうか、お聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 幸田町地域防災計画では、防災の基本理念に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを重要な施策とし、町民の皆さんには自宅の耐震化や家具固定、必要な物資の備蓄等、自分の命は自分で守るという自助を基本とした対応をお願いしておるところでございます。また、支援を必要とする方のうち、関係機関へ情報提供をすることを同意いただいた方の名簿、災害時避難行動要支援者名簿を作成し、毎年更新したものを各区等へ配布することで、支援体制の構築を図っているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、実際の施策や地域との協働にどのように反映させているのか、具体的な取組を教えてください。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 自助の具体的な取組につきましては、先ほど申し上げた住宅の耐震化や家具固定、自分に必要な物資等の備蓄をしていただくこととさせていただきます。共助による取組といたしましては、地区防災訓練において、安否確認訓練を実施し、災害時避難行動要支援者や災害弱者の方の状況を確認し、必要な支援が行えるよう連携を図っているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 自助、共助への町の取組は分かりました。

次に、地域における災害時要支援者の要支援者名簿の登録状況、地域の見守り体制との連携についてお聞きします。まず、現在の要支援者名簿活用状況を教えてください。見守り活動を行う民生委員や自治会などの地域の担い手との情報共有や役割分担などどのように進められていますでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 災害時避難行動要支援者名簿につきましては、民生児童委員や各区長等へ配布し、日々の見守り活動、地区防災訓練で実施する安否確認訓練等で活用していただくようにしております。

また、各区に対しまして洪水の浸水想定や土砂災害警戒区域にお住まいの方が分かるように、優先的に安否確認を行っていただけるように、名簿登録者とハザードを重ね合わせた地図を併せて配布しておるところでございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 高齢化が進む中、支援者側の確保や育成に課題があるとお聞きしますが、今後の担い手確保、支援策について動いている地区の事例があれば教えてください。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 本町の支援策の先進事例といたしましては、深溝学区で取り組まれている5軒チームによる安否確認、芦谷区の回覧板の単位を活用した安否確認など、共助の取組が実施され、これらを参考に他の区でも同様な取組が広がりつつございます。

今後、担い手の確保につきましては、高齢化、また外に働きに出ている人が多くなっており、課題であると認識しております。

現在、先進的に動いている地区等については把握しておりませんが、町内の中学生には災害時に助けられる側から助ける側になっていただくよう防災教育を行っているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） ぜひ、支援者となれるよう継続した防災教育をお願いします。

次に、妊婦や乳児を連れて避難してきた場合の対応についてお伺いします。プライバシーの確保や授乳、おむつ替えのスペースの設置、粉ミルクや哺乳瓶などの物資の確保など、避難所における配慮が求められますが、こうした対応について定めたマニュアルの有無や、その実効性を高めるための訓練の実施状況についてお尋ねします。

まず、受入れ時の対応マニュアルはありますか。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） プライバシーの確保、授乳、おむつ替えスペースの設置、粉ミルクや哺乳瓶などの必要物資につきましては、避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法としましては、幸田町避難所運営マニュアルを策定してあり、対象区分に分けて記載してございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、その実効性を高めるための訓練の実施状況をお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 現在、妊婦や乳児を連れて避難してきた場合を想定した訓練の実施はしてございませんが、ファーストミッションボックスの手順書に、要配慮者が避難してきた場合のスペース確保やスペースの案内について記載してございます。

今後、ファーストミッションボックスを活用した避難所開設訓練を実施する中で、要配慮者に対する非難スペースの確保や案内について、各区へ浸透していくように努めてまいります。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） ファーストミッションボックスの設置が完了し、各地区でこれから具体的な訓練が行われていく中で、課題や悩みが出てくるかと思いますので、地区のサポートをぜひよろしくお願いします。

次に、支援が必要な方々が安心して避難できるよう、日頃からどのように情報発信や啓発活動が行われているかについてもお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 支援が必要な方の避難所での避難生活は、どうしても御不自由や御苦勞をかけてしまうため、町で行う防災講話等では自宅で避難生活を送ることができるよう自助の取組を進めていただくようお願いをしております。

また、保健センターでは、検診等で乳幼児がいる家庭向けリーフレットの配布や非常用持出品を掲示するなどの啓発活動を行ってございます。

自宅で避難生活をする場合であっても、必要な物資を調達し、配分ができるように調整する予定でございますので、大規模災害が発生した場合には最寄りの避難所へ登録を行っていただくようお願いしております。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 災害対策の基本である自助力向上についてや、乳幼児がいる家族向けの啓発活動を行っていただいていることが分かりました。

私は、助産師として防災活動に関わることがあります。先にも述べさせていただきましたが、住民の皆さん自身が災害に備え、必要なものを備蓄していただく自助としての備えは大前提であります。

パネル1をごらんください。

実際に授乳中の赤ちゃんがいる御家庭で御準備いただく1週間分の物品です。

赤ちゃんの栄養は、母乳栄養、ミルク栄養、母乳とミルクの混合栄養など、様々では

ありますので各家庭で多少の増減はありますが、ミルク栄養や混合栄養の場合は結構な量になります。自分のことは自分で備える自助力向上に向けて、保健センターでは常時、物品の展示をいただいておりますが、乳幼児がいる御家庭以外にも赤ちゃんが必要なものを知っていただくことは避難所での災害弱者を守るためには大切と考えております。保健センター以外の様々な場所、機会でも啓発活動をお願いします。

また、授乳中の赤ちゃんを連れた御家族が避難所に避難してきた場合、赤ちゃんの栄養も衛生的に準備する必要があります。

次に、パネル2をごらんください。

こちらが避難所で赤ちゃんが衛生的に授乳するための道具をまとめたセットになります。災害時は衛生的に哺乳瓶が洗えないことを想定するため、哺乳瓶は1回ごとの使い捨てにすることで衛生的に使用できます。市販で使い捨て哺乳瓶の販売はありますが、1個当たり300円と高価であり、1日7回授乳するお子さんの1週間分を備蓄するだけで1万5,000円弱の費用がかかります。これを自治体が各避難所に一定数備蓄するのは費用的に厳しいと考えます。そこで、哺乳瓶の代用として安価に準備できます紙コップと割り箸が活躍します。既に、以前、紙コップ授乳について御相談させていただいた際に、防災備蓄品に紙コップと割り箸を増量し御準備いただいております。ありがとうございます。実際の避難所では、割り箸や紙コップは授乳以外の用途で配布されてしまうと足りなくなってしまうので、実際に哺乳用に配布いただけるようセットして確保していただくことは必要です。また、三、四時間ごとにミルクを作るために70度以上のきれいなお湯を沸かす必要があり、お湯を沸かすポットと室内で使用できる電源の確保、もしくはカセットコンロが必要ですので、これも含めたセットになります。

能登の震災では、避難所で生後半年を過ぎた赤ちゃんが衛生的にミルク調乳をできなかったことで嘔吐下痢を発生した事例もあります。また、避難所に避難してきた赤ちゃんに1日どれぐらいの量が必要なのかを評価せずにミルクを一律に配布するとミルクが必要な人に必要な量が行き渡らないことになりかねません。母乳で赤ちゃんを育てている方にミルクを配布する、さらに安全な授乳室が確保できないことで授乳回数を減らすことにつながり、母乳の生産を妨げてしまう結果にもなります。ここで大切なことは、母乳をあげなければならないという義務の話ではありません。母乳をあげたいと思っている人が続けられるように支援をすることは、ミルクをあげている赤ちゃんを守ることにもつながります。親が母乳を継続したいと思う場合、災害時は特に母乳に含まれる免疫成分の移行によって赤ちゃんを守れるという思いもあります。その気持ちをきちんと支援者が寄り添うことが重要です。

そこでお願いします。このミルク調乳セットを災害備品に御準備いただけませんかでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 現在、災害時の衛生面を考慮し、授乳用の使い捨て哺乳瓶を防災備蓄品として700本備蓄しております。使い捨ての備品としては高価なものでありますので、提案していただきました紙コップを使用した災害時の授乳方法については、大変有効であると考えます。町の保健センターでも、災害時の授乳方法として紙コップで

授乳として紹介していることから攪拌用の割り箸、計量カップ、説明書を添え、授乳用ミルク調乳セットとして必要個数を計算し、防災備蓄倉庫へ整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） ぜひ、よろしくお願いします。

岡崎市には、災害時に乳幼児のいる家庭や妊婦さんを対象にした母子避難所が設定されています。母児に特化した避難所ですと、避難所でトラブルになる「赤ちゃんの泣き声がうるさい」や「授乳時の被害」などを避けることができ、避難している住民の方のストレスの軽減につながります。

そこでお聞きします。災害時の母子避難所設置についてのお考えはありますでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 岡崎市では、看護学校を妊婦、新生児等の避難所として設定されていると伺っております。本町には、岡崎市のように対象となる避難者に特化した設備のある公共施設を確保することは難しいため、現状、母子避難所を設置する考えはございません。泣き声や授乳時の被害に対しましては、基幹的避難所の学校施設等で特別教室や教室を開放して個別に対応することを想定してございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 基幹避難所では個別対応を想定していることが分かりました。先進事例で兵庫県明石市では平時から母子保健担当部署と災害部局が連携し、物資や人員の確保、運用マニュアルの整備を進めています。また、妊婦や子育て世帯の避難行動支援や情報発信の工夫、例えば、防災マップに優しい避難ルートの表示なども行っておりますので、ぜひ参考にさせていただいて同時にこういうものの検討も進めていただければと思います。

次に、食品アレルギーを持つ方や乳児、幼児など特別な食のニーズがある住民への対応についてお伺いします。

避難所での食事提供時には、命に関わるアレルギー対応が不可欠です。町として、対応食や専用の調理器具、提供体制の整備状況について教えてください。

○議長（廣野 房男君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 本町ではアレルギー対応の食品を既に備蓄しており、そのアレルギー対応の防災食は全17品目、3万5,000食中の中で12品目、2万3,000食であり、現在、全体の約3分の2がアレルギー対応食品となっております。また、備蓄する防災食については、調理器具等が不要な防災食を選定しております。

以上です。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） しっかり御対応いただいている、ありがとうございます。

アレルギーがある方が、初めから申請できる登録制度の有無や、それを避難所運営にどう反映していくのかといった仕組みについてもお伺いします。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 地区避難所運営につきましては、原則、避難者で行っていただくことを前提としており、登録制度を設けるには個人情報の取扱いや名簿の更新、活用方法など多くの課題があると認識しております。

現在、アレルギーのある方については、あらかじめ申請できるような登録制度は設けてございません。ただし、避難所において避難者登録をする際に、アレルギーの有無など配慮が必要な事項につきまして聞き取りを行うこととしております。今後、先進的な事例を参考に登録制度や仕組みについて研究してまいりたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 大規模災害時にアレルギーのある方にアレルギー食が行き届かないことのないように登録方法や仕組みの検討をぜひお願いします。

次に、独居高齢者や認知症の方など、災害時に自力での避難や生活維持が困難な方への支援体制についてお聞きします。

先に要支援者名簿についてはお聞きしましたので、ここでは、特に日頃から見守りが必要な高齢者に対する個別避難計画の作成状況についてお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 令和7年4月1日現在、災害時避難行動要支援者名簿登録者数は高齢者及び障がい者等を含めまして2,674人が登録されていますが、個別避難計画の作成には至っていません。個別避難計画については、令和3年から4年度にかけて防災安全課と福祉課にて連携し、登録様式の作成作業を行った経過はございますが、現状において実用できていません。

また、避難行動要支援者名簿の登録者数も多く、各区や関係者からは元気な人が登録されているなどの声もあることから、真に避難支援が必要な方に御登録いただくようにフローチャートなどを作成し、名簿登録者の段階で整理を図っている状況でございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 現状が分かりました。

続いて、福祉避難所の設置状況とその課題についてお伺いします。

要支援者を受け入れるための施設として位置づけられている福祉避難所ですが、実際の運営面では、人員確保や受入れ基準の明確化、設備の充実など課題も多いとされています。本町における福祉避難所の整備状況、対象者、関係機関との連携など、現状の課題認識や今後の改善方針についてお聞きします。

初めに、本町における福祉避難所の整備状況と対象者、関係機関との連携はどうか。

○議長（廣野 房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 本町では、老人福祉センターと障がい者地域活動支援センターを福祉避難所として位置づけています。それぞれの施設が福祉避難所となったときに備え、開設訓練を行うとともに、非常用トイレ、発電機などの資機材や対象者向けの非常食や衛生用品などを準備しています。関係機関との連携としましては、「社会福祉法人和敬会 まどかの郷」と「災害時要援護者の避難施設として特別養護老人ホームまどかの郷施設等を使用することに関する協定」を締結しています。また、障がい者地域

活動支援センターの指定管理者である「社会福祉法人愛恵協会」とは、協会職員と町職員の合同の福祉避難所開設訓練を実施するなどの連携を図っています。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、現状の課題認識や今後の改善方針についてお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（谷川 啓君） 課題といたしましては、施設の物理的なものや非常電源不足などがありますが、福祉避難所として避難者を支援する人員の確保は大きな課題と認識しております。能登半島地震でも、介護が必要な方へ支援を行う専門職の確保は大きな課題であったと認識しております。現状においては、両施設とも人員確保を含めた受入れ体制が整った際に福祉避難所として開所するものと考えています。広域災害においては、人員不足は同時に発生する課題であることから、国や県などに対して支援を発信していく必要があると考えています。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 地域の避難所において、「ファーストミッションボックス」が設置されました。ファーストミッションボックスは、特に初動対応の迅速化や安心感の提供に有効ですが、地域住民への周知方法、活用訓練の実施計画がありましたら教えてください。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 昨年度、ファーストミッションボックス導入の検討会を3回ほど実施し、区長さんなどに御参加いただき、各区に応じた手順書を作成しました。

今年度は、ファーストミッションボックスに必要な資機材等を購入し、配備する予定でございます。

地域の方には、8月に開催する防災リーダー養成研修で説明するとともに、各地区で実施していただいております地区防災訓練でファーストミッションボックスを活用した避難所開設訓練を実施していただくよう依頼してまいります。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、若年層の防災意識向上を図るための教育、啓発活動についてお尋ねします。

特に、学校現場における防災教育の取組などが地域の防災力向上につながると考えます。学校現場における防災教育の取組についてお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 学校安全計画に基づき各学校では地震、火災、風水害等の災害を想定した避難訓練が実施されております。

関係機関や家庭、地域との連携を図り、事前告知なしで訓練を実施したりするなど様々な状況を想定し、児童生徒と教職員の両者が状況に応じた避難行動が取れるよう実践的な訓練が実施されているところでございます。

授業における各教科や特別活動では、生命の尊厳についての理解、危険を予測して安全に行動できる学習や態度を育てているところでございます。

また、小学校では3年生で学習する郷土読本「こうた」におきまして、火災等から暮

らしを守るための仕組みや様々な取組、活動について調べるなど防災についての学習を深めているところでございます。

中学校におきましては、内灘町などの災害地の現状を職員から聞いたり、町の防災訓練における避難所運営に生徒等が参加するなどして、日頃からどんなことに留意していくことが必要なのか、実際に災害が起こった際に中学生として自分たちはどんなことができるのかという視点から考える学習が実践されているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 小学校の頃から積み重ねで学習していただいていることが分かりました。

次に、防災訓練など地域と学校が連携して行う取組があれば御紹介ください。

○議長（廣野 房男君） 消防長。

○消防長（山本秀幸君） 地域と学校が連携して行う取組として、消防団体験教室というのがあります。この授業は、防災管理授業の一環として、町内の全小中学校9校を対象とし、消防団の存在と必要性を若いうちから知り、身近に感じてもらうことを目的に令和5年度から消防団が行っており、地域防災の要である消防団への理解が年々深まっていると感じております。

また、幸田町総合防災訓練では、将来の地域防災の担い手となる若年層の育成を目指し、中学生に参加していただくことで実災害が発生した際に自ら進んで活動できる人材の育成につながればとこちらも令和5年度から実施しております。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 最後に、災害弱者への対応も視野に入れた防災対策全体の強化について、町としてのビジョンと今後の方向性をお伺いします。

災害時に誰一人取り残さない防災体制の構築に向け、平時からの備えと協働体制の強化が不可欠であり、その実現に向けた町の意識的な取組を期待しております。特に、行政だけではなく、町民一人一人が防災の担い手となるための意識付けと仕組みづくりが重要であり、そのための工夫や今後の展望を教えてください。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 災害時に誰一人取り残さない防災体制を構築することが最終的な理想であると考えております。そのためには、まず命を守る対策、準備を行っていただき、その次に地域、担い手の育成をと考えております。

大規模災害が発生した場合に、行政による公助には限界があり、地域コミュニティによる共助の取組が不可欠でございます。町といたしましては、町民の皆さん一人一人が防災の担い手になれるよう引き続き地区防災訓練、防災講話等により事前防災の重要性を呼びかけていくとともに、DXを活用した安否確認方法の整備などにも取り組んでまいります。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） いつ大規模災害に見舞われるか予測できない現在、もしもに備え、一人でも多くの人命が助かるよう今回は災害弱者への支援を切り口に質問させていただきました。

防災対策のさらなる充実をお願いし、次の質問に移ります。

現在、全国的に少子化が進んでおり、子どもを取り巻く社会環境も大きく変わってきております。経済的な不安や価値観の多様化、ライフスタイルの変化、都市部への人口集中など様々な要因が重なり、子どもを持つことへの心理的、経済的ハードルが高くなってきているのが現実です。こうした社会全体の傾向の中で、幸田町においても例外ではなく出生率の低下や子どもの人口減少が着実に進行しており、地域の未来に対する漠然とした不安や暮らしの中での支え合いの希薄化といった課題が顕在化しつつあります。これらは、単に人口数の問題にとどまらず地域の経済活力や教育福祉サービスの持続性、さらには地域文化の継承などあらゆる文化に深刻な影響を与えると懸念されております。また、共働きの増加、核家族化、独り親世帯の増加、育児の担い手不足など家庭を取り巻く環境状況も大きく変化しており、従来の支援制度では対応し切れない新たなニーズが日々生まれています。これに加え、地域などのつながりや近隣住民との交流の希薄化によって子育てを担う家庭の孤立が進行し、育児不安や心理的な負担が増している現状があります。このような社会構造の変化に対応するためには、行政が担う子育て支援の在り方自体を根本から見直し、柔軟で現場感覚に基づいた支援体制の再構築が求められていると強く感じております。子どもたちは地域の未来を担うかけがえのない存在です。その健やかな成長を見守り、支えていくことは家庭や学校だけではなく、地域社会全体の責任であり、未来に向けた最も重要な投資でもあります。町としても、これまでに保育や教育、医療、福祉の各分野において多くの取組を進めてこられたことは承知しておりますが、社会の変化が加速度的に進む中、今こそ、これらの支援にさらに進化させ、現場の実情に即した施策の充実を図るべき時期ではないでしょうか。ITCの活用や地域の多様な団体との連携をはじめ、制度運用の柔軟性や持続可能性も視野に入れた新しい支援の形が求められます。このような認識の下、本町における子育て支援の状況と今後に向けた方向性について具体的にお尋ねしたいと思います。

まず、本町における出生率や子どもの人口の推移についてお伺いします。

町の少子化対策を効果的に進めていくためには、正確な現状把握が何よりも重要であり、その上で課題を的確に分析し、長期的視点で政策を立案することが求められます。

現在、第7次総合計画を策定中ですが、過去数年間の出生数や年代別の人口構成などの変化、その背景にある社会的、経済的な要因について町としてどのように分析しておられますでしょうか。お聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 出生数につきましては、令和元年が395人、令和5年が299人とおおむね減少傾向で推移しているところであり、出生率につきましても人口1,000人当たりの出生数でみた場合、令和元年が9.4人、令和5年が7.1人と低下傾向にあります。18歳未満の児童人口につきましては、令和7年4月1日現在で8,027人です。その内訳におきまして、12歳から17歳の区分が増加傾向にある一方、その他の年齢区分につきましては、いずれも減少傾向で推移している状況でございます。減少傾向の背景には全国的にも指摘されている晩婚化、晩産化、育児や教育にかかる経済的負担の増加、子育てと仕事の両立の難しさなど複合的な社会的経済的要因

が影響していると分析しています。

現在、策定を進めている第7次幸田町総合計画におきましても、こうした人口動態の変化を重要な社会課題と捉え、出生率の回復や子育て世代の定住促進に向けた政策の方向性を明確に示していくこととしております。

今後は、定量的なデータに基づいた現状把握を行うとともに、地域や家庭の声を丁寧に拾い上げながら現場のニーズに即した少子化対策や子育て支援施策を検討、実施してまいります。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 出生数につきましては、令和元年が395人、令和5年が299人と5年間で25パーセント弱も幸田町で生まれる赤ちゃんが減っていることが分かりました。

次に、令和8年度から本格運用が予定されている「子ども家庭センター」について伺います。

このセンターは、地域における子育て支援の中核的な拠点として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供することが期待されております。現在の準備状況として、施設の設置場所やアクセスの利便性、職員の人員配置についてお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 子ども家庭センターの設置場所につきましては、住民の皆様の方の利便性を考慮し、役場1階での設置を検討しているところでございます。職員の人員配置につきましては、保健師や保育士などの専門職を中心に配置を予定しており、併せて社会福祉士、心理士、教員免許保持者の新規採用や兼務体制についても検討しているところでございます。

子ども家庭センターにおきましては、複合的な課題を抱える家庭に対応していく必要があることから、保健、医療、保育の面にとどまらず、福祉分野についても広い視野を持って対応する必要があり、福祉分野の専門職の配置が重要であると認識しております。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、専門性の確保、提供されるサービスの内容についてお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 提供するサービスの内容につきましては、全ての妊産婦や子育て世帯に対し、予防的な支援や介入を行うとともに、妊娠、出産、子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に把握し、サポートプランの作成及びそれに基づく支援を実施してまいります。また、個々の家庭の課題やニーズに的確に対応するため、地域資源と連携した支援体制を構築し、必要な支援を着実に提供できる体制の準備を進めてまいります。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、町民への情報発信の方法についてお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 町民の皆様への情報発信につきましては、広報こうたや

町ホームページ、SNS、ICTの活用に加え、母子健康手帳交付時の案内や子育て支援センター等での周知活動を行っていく予定でございます。今後も利用者にとって身近で分かりやすい情報提供に努めてまいります。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、具体的な整備の進行状況と今後のスケジュールについて教えてください。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 今後のスケジュールにつきましては、令和7年度中に実施体制の検討及び準備を進めまして令和8年度中の開設を予定しております。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 分かりました。

幸田町における子育て支援の中核的な拠点として妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できる機関となるように引き続き準備をお願いします。

続いて、「ホームスタート」事業の導入についてお尋ねします。

これは、地域の育児経験のあるボランティアが子育て家庭を訪問し育児に関する悩みや困り事に寄り添いながら支援する仕組みで、孤立しながら家庭や初めての子育てに取り組む家庭にとって、非常に心強いサポートとなるものです。各自治体での導入事例や成果を踏まえながら幸田町としての導入のお考えはありますか。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） ホームスタート事業は、地域で育児経験を有するボランティアが一定の研修を受けた上で子育て家庭を訪問し、親とともに時間を過ごしながら育児や生活上の悩みに寄り添う支援を行うものであり、特に出産直後の不安を抱える家庭や地域とのつながりが希薄な家庭にとって有効な支援策の一つであると認識しております。実際に導入している他の自治体の事例では、支援を受けた家庭から高い満足度が得られているとの報告があり、官民連携により包括的な子育て支援の好事例であると考えております。

本町におきましても、子育て家庭の孤立防止や地域での子育て力の向上は喫緊の課題であると捉えております。ホームスタート事業につきましても、他自治体の取組状況や導入に当たっての体制、課題等を十分に調査、研究した上で本町における子育て支援施策の一環として導入の可能性を検討してまいりたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、「育休退園」制度についてお伺いします。

これは、親が育児休業中は保育園に通園するゼロから2歳の上の子が保育園を一時退園しなければならない制度であり、多くの保護者にとって不安や不便を感じる要因となっています。特に、近年では育休の取得体制が多様化しており、短期間での職場復帰や再度の出産を見据えた持続的な保育ニーズのある中、制度の柔軟性が求められます。

岩倉市では、今月から育休退園を廃止、安城市では段階的緩和を進めております。幸田町としてもぜひ育休退園制度は廃止いただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。この制度の運用に関する見直しや制度緩和などの現状の検討状況についてもお答え

ください。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 本町におきましては、保育の必要性に応じた公平な利用調整の観点から育休退園の制度を運営しているところでございます。

産後におきまして、兄や姉が退園となることで母親が1人で2人の子どもを監護することとなり、身体的、精神的負担が大きいという課題があることは認識しておるところでございます。

また、核家族が多い現代におきましては、保護者が孤立してしまうおそれもあると考えております。

一方で、育休退園の制度を緩和した場合には、年度途中での入園希望者が入園できなくなる可能性があることも懸念されます。

現在、これら双方の課題を踏まえた上で、在園している児童の育休退園制度の緩和を検討しているところでございます。これまでは、公立私立にかかわらず、本制度の基準に該当した場合、一律に退園していただいておりますが、当該園におきまして新規入園希望者がいない場合に限り、年齢を問わず条件を緩和してまいりたいと考えております。本件につきましては、引き続き、保護者や保育現場の声、私立園等の御意見も十分にお聞きしながら丁寧に検討を進めてまいりたいと思っております。なお、町内には空きがある小規模保育事業所もある状況でありますことから町立保育園で在園継続が難しい場合につきましては、小規模保育事業所への転園を含めた柔軟な対応を進めることで円滑な受入れにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 下の子の誕生と同時に上の子が保育園での居場所を失う、2人以上の子どもを育てる母親たちは休息も十分に取れず毎日が綱渡りの状況です。一日も早い育休退園制度の見直しをお願いします。

次に、町職員の育児休業取得状況についてお聞きします。

行政機関として町自身が率先して働きやすい職場環境を整えることは町全体における子育て支援の姿勢を体現する上でも重要です。男女別の取得率や取得者数、取得を促進するための庁内の取組についてお聞きします。

まず、男女別の取得率や取得者数を教えてください。

○議長（廣野 房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 職員の男女別の育児休業の取得状況につきましては、令和6年度は、男性については子どもが生まれた5人のうち、育児休業を取得したのが3人で、取得率は60パーセントになっております。取得の期間につきましては、約1年、約2か月、約1か月ということでした。

女性につきましては、子どもが生まれました2人のうち、2人とも約3年の育児休業を取得されております。取得率は100パーセントでございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、取得を促進するための庁内の取組についてお答えください。

○議長（廣野 房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 育児休業取得の促進につきましては、出産を控える女性職員に対しまして妊娠、出産、育児等に関する制度のパンフレットを利用し、必要な手続等を案内を行っているところでございます。

男性職員に対しましては、制度の周知の際、育児休業を取得することに対する不安を少しでも取り除くために育児休業中の収入の試算を行い、情報を提供するなどして取得に前向きになることができるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 復帰後のサポート体制の整備状況など、町の職員が安心して育休と仕事を両立できる職場環境づくりについて具体的な取組がありましたら教えてください。

○議長（廣野 房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 復帰後のサポート体制の整備につきましては、部分休業や育児短時間勤務の制度を利用する職員に対しまして、それぞれの所属において、できる限り請求どおりの取得ができるよう配慮をお願いをしております。

事務分担や配置についても、復帰直後の職員一人に大きな負担がかからないような配慮をするほか、お子様が小さいため突然の急病があった場合には、気軽に休みを申し出ることができるようフォロー体制を考えております。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、例年猛暑が続く日々となり、子どもたちの活動に対する安全や快適性が懸念されております。子どもたちが体育館を使用する際、空調設備の利用料について減免は考えられてますでしょうか。教えてください。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 学校体育館は、子ども会や子どものスポーツクラブなど多くの団体の方に御利用いただいております。近年、特に夏の暑さは異常でありまして、空調を適切に使用するように促されているところでございます。議員お尋ねの体育館空調の使用料の減免につきましては、この利用団体を区分け、線引きすることになりますので、多少その事例などを参考に慎重に検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、小学校における遊具の整備、充実についてお尋ねします。

遊具は子どもたちの体力向上や情緒の安定、友人との交流を育む重要なツールであり、学びと育ちの基盤となる存在です。現在、遊具の設置状況、安全点検や維持管理の体制、老朽化における更新の計画、また今後の新たな設置の可能性についてお考えを伺います。

初めに現在の遊具の設置状況、安全点検や維持管理の体制についてお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 小学校の遊具の設置につきましては、具体的な設置基準や義務はございませんが、各小学校にブランコや鉄棒など、13から14種類の遊具を設置しているところでございます。それぞれの遊具の点検につきましては、業者委託による年2回の定期保守点検、それと学校における日常の点検を行っているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 次に、老朽化による更新の計画、また、今後の新たな設置の可能性

についてお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 遊具の更新計画等につきましては持っていないということでございますが、今後の遊具の設置につきましては、これも未定な状況ではありますけれども、より多様な遊びや遊びの機会を得ることができるものでありますので、遊具の実態、要望、町内6校の設置状況のバランス等を調査、研究、検討してまいりたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 遊具ですが、撤去はされたが増えないと保護者からお声をいただいております。学校設備のトイレの洋式化や老朽化の課題もありますが、ぜひ遊具設置についても御検討をお願いします。

近年、気象変動に伴い、頻度が増している落雷への対応についてお伺いします。

今年、4月に奈良県の中学校で生徒が部活中に雷に打たれた事故は記憶に新しいかと思えます。落雷の頻度が増しておりますので、学校施設や児童の集団行動時において、雷被害から身を守るためのハード、ソフト両面の対策が重要です。

避雷針の整備状況、雷雨時の避難誘導マニュアル、防災教育との連携体制など安全確保のための町の取組について教えてください。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 各学校で作成しております危機管理マニュアルに基づきまして、大雨、台風、大雪などの気象災害に対応しているところでございます。気象情報やハザードマップなどによる情報と実際に積乱雲が近づいているサインである気象の変化につきましては、注意深く観察し、危険を察知次第、屋外の活動を速やかに中断して屋内への避難指示を行い、下校前の場合には必要に応じて学校に児童生徒を待機させ、その後の対応を状況に応じて判断し、安全の確保を行っていただいているところでございます。

さらに、日常的に児童生徒への指導も行っておりまして、安全確保に努めているところでございます。

また、気象庁のウェブサイトにおける雷注意報等の発表状況や雷発生の可能性の高い地域が地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報を活用して的確に対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 雷を感知する探知機「ストライクアラート」というものが、実際数万円で購入できるものがあるそうです。このような機器もぜひ現場の声もお聞きして必要とあれば活用いただいて安全対策を引き続きお願いします。

次に、現在、学童保育には直営と民営の運営体制があり、民間では一定の研修が行われている一方で、直営の運営学童では体系的な研修がないと聞いております。直営の学童においても、発達に特性のある子や支援が必要な多様な子どもたちが通っているにもかかわらず対応の指導員一人一人の経験や力量に任せられている現状とお聞きしました。

子どもたちが安心して過ごせる環境づくりのためにも、直営学童についても体系的な研修を実施すべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 本町におきまして、現在15クラブのうち、8クラブを直営で行っております。この直営の放課後児童クラブ支援員が定期的に参加している研修につきましては、愛知県が開催する放課後児童支援員認定資格研修があり、一定の経験年数を有する支援員を順次参加させているところでございます。

また、令和6年度におきましては、愛知県三河青い鳥医療療育センターによる講話を企画いたしまして、参加可能な支援員に受講させております。さらに、福祉課からの紹介により、支援員向け講演会にも参加可能な支援員を参加させているところでございます。しかしながら、現状におきましては、直営の放課後児童クラブにおいて、全ての支援員に対し定期的に研修を行う体制は十分に整っていない状況でございます。

近年、放課後児童クラブには、発達に特性のある子どもや家庭での支援が難しい子どもなど多様な背景を持つ児童が在籍しており、そうした子どもたちに寄り添い、適切な支援を行っていくことが求められております。

しかしながら、現在の研修体制につきましては、主に日常的な現場指導に依存しており、発達支援や集団対応に関する体系的、専門的な研修の機会が十分であるとは言えず、支援の質が支援員の経験や個々の対応力に左右されやすい面があることを課題と認識しているところでございます。

現場からは、講師による研修に限らず、支援員同士による事例検討会のような機会を設けてほしい、あるいは参考となる書籍を購入してほしいといった要望もいただいております。まずは、できることから着実に取組を進め、全ての子どもたちが安全に安心して過ごすことができる放課後児童クラブの環境づくりのため、引き続き支援員の資質向上に努めてまいります。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） ぜひ、現場の声を聞きながら御対応お願いいたします。

最後に、子育てにおける支援の内容は、子どもの年齢や発達段階によって大きく異なります。乳幼児期の育児支援から学童時期の支援、思春期のメンタルケアに至るまで切れ目のない支援体制の構築が不可欠です。今後の拡充方針について、町としてのビジョンをお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 本町では、「第3期幸田町子ども・子育て支援事業計画」を令和7年度、本年度からスタートさせております。

本計画は、「ひろがれ子育て支援の輪、伸ばそう伸びよう幸田っ子」を基本理念として掲げ、子どもの成長に寄り添い、発達段階に応じた切れ目のない支援体制の構築に努めていくものでございます。

乳幼児期におきましては妊娠、出産期からの切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターによる妊婦等包括相談支援事業や母子保健事業を実施し、子育てに不安を抱える家庭への相談や情報提供の強化を図っているところであります。学童期におきましては、放課後児童クラブの充実や地域との連携による教育や居場所づくりを通じて子どもの健やかな成長と社会性の育成に取り組んでいるところでござ

ございます。

思春期におきましては、教育現場と関係機関との連携により、スクールカウンセラーの配置や相談窓口の整備等を行うことでメンタルヘルスの課題や様々な悩みを抱える子どもへの支援体制を構築しているところでございます。

このように、それぞれの発達段階におきまして、福祉、保健教育の各分野が関係部署や地域機関と連携し一体となって取組を進めているところでございます。

また、保護者との協働につきましても、保護者が一人で抱え込まない子育てができるよう相談支援や遊び場の提供とともに、親子の触れ合いや保護者同士の交流活動の促進を図っているところでございます。

今後は、これらの取組を継続、発展させていくとともに、令和8年度に開設予定しております子ども家庭センターを支援体制の中核として位置づけ、妊娠期から思春期までの一貫した支援体制の構築を進めてまいります。あわせて、社会的養護の必要な子どもへの支援体制の整備、関係機関のさらなる連携強化を図ることで、地域の多様な資源と連携した支援メニューにつなげ、全ての子どもが自分らしく成長できる環境の実現を目指してまいります。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本議員。

○6番（岩本知帆君） 子育てをする親たちの思いを今回は質問させていただきました。

安心して産み、育てられる環境は、何よりの少子化対策です。この町で子どもを迎えたい、そう思える仕組みと支えを今こそ整えてください。未来を信じて産む選択ができる町へ。子育て支援のさらなる充実と全ての子どもとその家庭が安心して暮らし、笑顔あふれる生活を送ることができる幸田町の実現をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（廣野 房男君） 6番、岩本知帆議員の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前 11時02分

再開 午前 11時12分

○議長（廣野 房男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、野坂純子議員の質問を許します。

3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、質問させていただきます。

幸田町の活気あるまちづくりを目指すためには、地域の課題を理解し、適切な施策を進めることが大切だと思います。活気あるまちづくりを目指すための施策については、大きなテーマでいろいろな取組が考えられますが、大きく5つに分けてその分野の中で特に町民の方からいただいた要望など含め質問をさせていただきます。

まず、5つに分けた1つ目で地域資源の活用施策の成果と今後の展望についてお聞きしたいのですが、幸田町の地域ブランドを強化するための取組として、「幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、地域の特産品や文化を活用し、幸田町ならで

はこのブランド価値を高めることが目指されていますが、これまでの成果と今後の展望についてお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 幸田町の地域資源として特産物を活用した商工業活性化の取組の一環としまして、グルメ開発業務を行っております。

令和3年度より「幸田消防カレー」、令和6年度より「幸田消防カレーチップ」など新メニューの開発をいたしました。

また、幸田町に携わる歴史上の人物のPRとしまして、令和3年度に映画、「超伝合体ゴッドビコザ」や、令和6年度に「サイボーグ一心太助」を商工会と共同して作成いたしました。幸田町で撮影されました映画やドラマを通じて町のPRを実施しておるところであります。今後も引き続きロケ地の提供や町内飲食店によります幸田町産の素材を取り入れたロケ弁の提供等に協力し、継続したロケにつながるようロケツーリズムを推進してまいります。

また、今後とも地域の活力を維持しながら、経済、社会、環境の発展を目指してまいります。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 少し前ですが、「メタセコイヤ並木」がテレビで紹介されていました。また、「最高のオバハン 中島ハルコ」のロケ地となった不動ヶ池公園など、これらを観光資源としてもっとアピールする施策はありますか。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 不動ヶ池公園に限らず、町内の公園や文化的な施設の中でロケ地として提供可能な施設につきましては、幸田町及び幸田町観光協会が作成しております観光パンフレットやホームページ、さらには幸田町観光協会のインスタグラムなどでPRをしております。

令和6年度には、ドラマ「最高のオバハン 中島ハルコ」のロケ地の紹介としまして幸田フィルムズ推進協議会が作成いたしました「聖地巡礼ロケ地マップ幸田町」は、町内全戸に配布をしましてPRを行っております。

また、メディアで多く取り上げられておりますことは、観光資源の大きなPR効果をもたらすと期待しておりますので、今後もロケ地提供の協力を積極的に行っていきたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） また、幸田町外からも多くの方が遠望峰山「健康の道」をウォーキングコースを選んで来られていますが、トイレなど設置要望がございました。不動ヶ滝から天の丸まで往復2時間ぐらいかかるので、女性の方や高齢の方々はトイレを我慢できないそうです。それらについてのお考えをお聞きします。

○議長（廣野 房男君） 健康保健担当参事。

○参事（健康保健担当）（相川美代子君） 現在、「健康の道」のコース上には、とぼね運動場、不動ヶ池公園、不動ヶ滝園地、大井池にはトイレがありますが、遠望峰山山頂付近にはトイレはありません。山林の中のトイレの設置となり、防犯上の問題や上下水道

の整備の問題から新たなトイレの設置は困難と考えます。

そのため、現在、「健康の道」のコースの遠望峰山山頂付近にあります宿泊施設「天の丸」とトイレの利用を含めました健康づくり事業の連携、協力について調整をさせていただいているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 新たなトイレの設置は困難ということで、違う方法で調整して下さるとのお答えに少し安心しました。健康の道、利用者の健康管理、研究対策の一環として、一日も早く解決策が見いだされることを心より期待しております。

次に、幸田町の重要なふるさと納税では、様々な魅力的な返礼品が用意されています。例えば、エアウィーヴ製品、ソニーのa i b o、三河一色産のうなぎ、クリンスイの浄水器などが人気の返礼品として提供されています。

また、幸田町の特産品として、夢やまびこ豚のセットや、自家焙煎の素焼きアーモンドなど、地域の食材を生かした返礼品などもあります。

幸田町の企業と連携した製品も多く、地域のものづくりの魅力を感じられるラインナップになっています。ただ、幸田町のふるさと納税の返礼品に関するアピールには、少し課題があるように感じられます。

幸田町の返礼品には、エアウィーヴ製品や三河一色さんのうなぎなど、魅力的なものがそろっています。しかし、他の返礼品は、全国的な知名度が十分でないため寄附者の関心をひくためのプロモーションが課題となっているのではと思います。

また、競争の激化も問題の一つです。全国の自治体が、ふるさと納税の返礼品を充実させる中で、幸田町の返礼品が他の自治体と差別化できるかが重要になります。

特に人気のある返礼品カテゴリーでは、他の自治体と比較されやすいため、独自性を打ち出す戦略が求められます。

例えば、エアウィーヴは医療、介護分野での活用にも力を入れており、特に睡眠の質の向上を通じて健康維持に貢献しています。

そして、エアウィーヴの高反発マットレスは、藤田医科大学病院に導入されており、患者の快適な睡眠をサポートすることで回復力の向上に寄与しています。

また、エアウィーヴは超高齢社会における介護の課題解決にも取り組んでおり、防水カバー採用や電動ベッド対応など、医療・介護環境に適した特徴を持つ製品を開発しています。

さらに、スタンフォード大学との睡眠研究を通じて、睡眠の質が健康に与える影響を科学的に証明し、医療分野での活用を推進しています。

幸田町の、ふるさと納税の返礼品として、こうした医療、介護分野での貢献を強調することで、より多くの人々に関心を持ってもらえるのではないかと考えます。

例えば、健康維持に役立つ寝具としてのアピールや、病院、介護、施設での導入事例を紹介することで、より高機能性をアピールできるのではないかと考えます。

認知度、向上など含めそれについてどのように考えられますか。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 御指摘のとおり、エアウィーヴ等の大手企業の製品以外は、全

国的な知名度が不足し、プロモーションに課題がある状況です。

例えば、夢やまびこ豚、ナッツ、えび煎餅などは一度召し上がっていただければそのおいしさが伝わると確信しておりますので、最近の取組といたしましては、まずは試していただくことに取り組んでおります。

具体的には、東京や横浜等で開催される大規模なふるさと納税のイベントに積極的に出展し、試食の提供を通じてPRをしています。

また、町の主力返礼品であるエアウィーヴ製品とのセット返礼品を、期間限定で提供するという取組も実施しております。これらを通じて、まずはそのおいしさを知ってもらう機会を創出を心がけているところであります。

また、こちらも御指摘のとおり、競争の激化、独自性の確保も課題であり、特にエアウィーヴ製品につきましては、他の自治体の取扱いもあるため、御提案いただいた医療、介護分野での貢献、病院等での導入事例を紹介することに加え、創業の地、幸田町をより押し出していきたいと考えております。

また、他社の寝具との競争も激しく、高額なラインナップのみでは選ばれにくいという状況もございます。エアウィーヴとは毎月、意見交換を行っており、町からの意見として国民の所得の平均から、現在の枕の価格では大半の人が寄附できないということをお伝えしたところ、その意向をくんでいただき安価な枕を開発していただいているところでございます。

また、クリンスイでは、PFASの問題が全国的なニュースとなったため、PFAS除去確認済みと表示するなど、寄附の増加のための工夫をしているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 今後お安い枕の開発、PFAS除去確認済みと表示するなど、寄附の増加のための工夫を進められていることに感謝申し上げます。

また、新しい返礼品の開発の取組状況についてお聞きします。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 令和7年2月の総務教育委員協議会において、新規事業者4社、新規返礼品81品と報告させていただきました。新たな返礼品の開発につきましては、人員の問題で、町の職員が事業者を調査し訪問し、協議等をしていくということになかなか時間を割くことが困難な状況でございます。

そこで現在、返礼品の開発については、大きな体制の変更を行っているところでありまして、具体的には幸田町のふるさと納税に関する事務の支援業務について、新たな返礼品の開発、既存の返礼品のブラッシュアップを業務内容に盛り込み、5月にプロポーザルにて業者の選定を行ったところでございます。

その結果、株式会社新朝プレスが最適事業者として選定され、今後は町の職員以外にも事業者の訪問、返礼品の開発をしていく体制となることとなりますので、現在はそのための準備を行っているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 新たな開発体制に大きな期待を寄せております。今後の取組が実を結び、多くの方に喜ばれるものになることを願っております。そして、a i b o ツーリ

ズムなどの地元企業との連携による七五三などのタウンプロモーションについて、さらなる拡充の可能性はあるのでしょうか。

例えば、病院や接骨院などの待合室に a i b o を置くことで、実際に a i b o に触れてもらえる機会ができる上に、患者の方の不安の軽減やリラックス効果などがあり、需要が増すのではと考えますがいかがでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現在、a i b o を活用した幸田町の魅力発信事業には、開発者であるソニーをはじめ、ハミングバードカフェ、天の丸、ますだ家、辰屋、ロールコーヒー、その他数社に参加いただいているところでございます。

今年度も引き続き事業を継続していきたいと考えているところでございますが、これまでは全国の a i b o オーナー、a i b o ファンに幸田町に来ていただくことを目的としておりました。今後は、a i b o ファンを新たに開拓し、町の魅力をさらに発信していくことを目標として、町民を含む a i b o を見たことがない、触ったことがない方たちに向けて、イベント等を通じてアピールしていきたいと考えております。

また、病院等への配慮は、確かに a i b o と実際に触れ合っただけの機会をつくることができ、患者の方にとって精神的にプラスの効果もあると考えられるところではありますが、民間のことであり町が取り組むことは、なかなか難しい面がございます。

過去には、島原市へ a i b o を派遣しており、現在は箕輪町に派遣することで多くの方に、実際に a i b o に触れていただき、幸田町と a i b o の魅力の P R をしているという実績がございます。

また民間では、天の丸や三河湾ネットワークの店舗に a i b o がいるため、このような事例を紹介してまいりたいと考えています。

○議長（廣野 房男君） 3 番、野坂議員。

○3 番（野坂純子君） 今後、前向きに御検討いただけることを期待しております。また提案の一つですが、先日もテレビで特集をやっていましたが、最近、宿泊費も費用も高いのでキャンプを楽しむような感覚で、車中泊がリーズナブルで人気が高いとのこと。

幸田町の観光や地域活性化にとっても、車中泊広場の導入はメリットが多いと思います。

道の駅は、旅行者にとって便利な休憩スポットなので、車中泊ができるスペースがあれば、長距離移動をする人やキャンピングカーで旅する人たちにとって魅力的な場所になると思います。

メリットとしては、遠方からの観光客が気軽に訪れやすくなり、地域の魅力をアピールできる、道の駅の飲食店や特産品販売所の利用者が増え、地元経済の活性化につながる、防犯対策をしっかりとすれば、安心して泊まれる休憩スポットとして利用者の満足度が向上などがあり、最近 R V パークなどの車中泊専用のスペースを設ける自治体も増えていて、電源設備やシャワー施設などが整っていると、さらに利用しやすくなります。

幸田町の自然環境を生かした車中泊広場があれば、アウトドア愛好家にも人気が出そうです。幸田町にも、観光資源を生かした車中泊広場を設けることで、地域活性化につながる可能性がありそうですが、道の駅などに車中泊広場の設置の考えをお聞きします。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 5月の協議会におきましても、報告をさせていただいたところではありますが、幸田町の道の駅、筆柿の里・幸田が、道の駅第3ステージ応援パッケージに応募をしまして、全国1,230駅の中で10駅が選定され、その一駅に本町の道の駅が採択をされております。

また令和3年度に、全国で39か所選定されました、防災道の駅ではありますが令和7年5月14日に、新たに40か所が追加選定されまして、本町道の駅も選定をされておるところであります。

これにより、リニューアルに向けた取組に対し、国土交通省から重点的な予算配分や、データ分析、関係省庁や派遣アドバイザーとの連携によりまして、令和7年度から令和9年度までの3か年間に様々な支援を受けることとなります。

今後の予定といたしましては、店舗のリニューアル、主に特産物のPR、新メニューの開発、観光案内所の新設、さらには駐車場の拡幅をメインとする予定であります。

そこで、車中泊についてであります。名豊道路国道23号の開通に伴いまして、道の駅利用者の増加が想定されております。

本町道の駅は、慢性的に駐車場不足が続いている状況から考えますと、まずは駐車場の拡幅が急務であると考えております。

車中泊の考えにつきましては、その後の検討課題とさせていただきたく思います。よろしくお願いたします。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 前向きなお答えをいただくのは難しいとのこと、少し残念ではありますが、まずは駐車場不足の解消が急務であると理解いたしました。

次に、活気あるまちづくりを目指す施策の2番目で、若者の定住促進で幸田町の未来を支える若者が、この町に定住し充実した生活を送るためには、魅力的な環境づくりが欠かせません。

現在、荻谷土地地区画整理事業が進められていますが、現状や、今後その他の地域での住宅地開発の計画についてお聞かせください。

○議長（廣野 房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 荻谷地区の土地地区画整理事業につきましては、現在、事業認可を今年の10月、組合設立を11月といたしまして、令和9年度後半の工事着手を目指して事業を進めているところでございます。

また、御質問の、今後のその他の地域での住宅地開発の計画につきましては、今現在特定の地区が決まっているわけではありませんので、次の住宅地開発候補地を選定する際のポイントといたしまして、もうちょっと重点を要点を御説明をさせていただきます。

場所につきましては、市街化区域内であればよいのでございますが、基本的に広い未利用地はなく、調整区域に候補地を求めることとなると思われませんが、市街化区域への編入や、地区計画といったいわゆる都市計画の網をかける手続を経て、県の許可や同意が必要となってまいります。

加えて、町の都市計画マスタープランへの位置づけや、既存の市街化区域や大きな集

落との連続性などの条件をクリアする必要もございます。

また制度や手続とは別物となりますが、地元地権者の合意が大変重要であり、土地区画整理であれば、県の指導基準として85パーセント以上の同意が必要となり、それ以外の都市計画の手法においても、大半の方の賛成がない状態で事業を強引に進めましても、工事等の実施段階で事業推進に支障が出る可能性もございます。

以上のようなことから、地元地権者の賛成が見込まれる一定の区域において、何らかの都市計画手法による住宅地開発が可能か、場合により県にも相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 大変、複雑で慎重な対応が求められる事業であることを理解いたしました。

その上で、地域の将来の発展のためにも、今後前向きに御検討いただけることを期待しております。

次に、家族で自然を楽しめる施設の充実も重要です。知り合いの親子より、六栗地区、西山のアスレチック場のようなところがないですかとの問合せがありましたが、里山で楽しめる場所が町内でほかにもありますか、この点についてお聞きします。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 町内にはアスレチック場はないわけではありますが、実は令和6年1月に逆川地区内におきまして、町民であった方から里山用地を寄附いただいております。そこで今年度に、実施予定の里山用地の活用方法検討業務の中におきまして、アスレチック場の活用も含めて検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 分かりました。

次に、活気あるまちづくりを目指す施策の3番目で、地域の発展と住民の生活の質向上には、交通やインフラの整備が不可欠です。安心して移動できる公共交通の充実や、快適な道路環境の維持は通勤、通学はもちろん観光促進や地域経済の活性化にもつながります。

そこで、まず交通の面で公共交通の見直し、再編が検討されている中で、北部地域はどのような計画がされているのでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 町内の公共交通の見直しにつきましては、幸田町地域公共交通計画において、町が運営する公共交通えこたんバス、チョイソコこうた、藤田乗合直行タクシーの役割分担、重複解消などを整理しながら、利便性の向上を図り町民の生活の足の確保を図ることを目指すとしています。

現在協議している見直しにつきましては、えこたんバスは、長大なルートをコンパクトなルートに再編し、チョイソコこうたで、えこたんバスを補完することを考えています。

北部地域につきましても、現在のえこたんバスの利用状況を踏まえたルートで再編することとしており、坂崎学区につきましては、えこたんバスの利用状況・再編ルートの

距離・時間等から、えこたんバスに代えチョイソコこうたで生活の足を確保することを検討しています。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 代替手段で、チョイソコこうたが検討されているとのことで、安心いたしました。

それと、安心な道路環境の面で、昨年、埼玉県八潮市でも下水道管の破損による道路陥没事故や、最近も京都で水道管の破損による道路の冠水が起きていますが、本町においても近年、農水管の漏水による大きな道路の陥没があったかと認識しています。その原因や件数も含め、現況をお伺いします。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 令和6年度におけます農水管による漏水事故ではありますが、令和6年7月に芦谷地区、令和6年8月に桐山地区で道路陥没事故が発生をしております。

芦谷地区におきましては、陥没が夜間であったこともありまして、車両が陥没箇所へ転落した事故となっております。

この2か所の漏水事故の原因ではありますが、農水管新設後、約40年から50年が経過しておりまして、老朽化によるものと判断をしております。

なお、桐山地区の漏水事故におきましては、町道梅ノ木広坪1号線が8月10日から10月2日まで通行止めとなり、住民の皆様へ多大なる御迷惑をかけてしまいました。現在は復旧はされておまして通行可能となっております。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） また、大きな陥没ではありませんが、生活道路等においても舗装の破損など陥没があると思いますが、その対応件数についてお伺いします。

○議長（廣野 房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 道路の破損や陥没等につきましては、規模の大小の差はありますけれども、舗装面の劣化や経年の交通による洗掘及び沈下などが主な原因でございます。

また、道路の保全に関しましては、日頃の職員による道路パトロールのほか、区長様をはじめ地域住民の皆様から道路状況に関する通報や情報提供等をいただき、新切作業班による直営作業や、修繕工事の業者発注等により、少しでも早い現場回復に努めているところでございます。

お尋ねの対応件数につきましては、新切作業班による処理件数に限った数字とはなりませんけれども、令和6年度における道路修繕等に係る新切処理案件は357件であります。町全体の年間の新切処理、要望件数の約3割弱を占めている状況でございます。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 多くの通報や要望に対し、丁寧に御対応いただけていることがよく分かりました。

舗装の補修や、補修が地域の安全確保につながっていることを実感いたしました。引き続き、迅速な対応をお願いしたいのですが、道路の陥没は事故につながる危険な状況といえます。

発見時、通報の方法など対応をお聞きいたします。

○議長（廣野 房男君） 建設部長。

○建設部長（鳥居靖久君） 住民の方等が、もし万が一、道路の陥没等の異常を発見をされた際には、誠にお手数でありますけども、役場に御連絡をしていただければ夜間の時間帯や土日等の閉庁日であっても、担当職員をはじめ関係機関へ連絡が入る体制を常に取りっておりますので、情報が入り次第、現場確認から必要に応じた交通規制など、現場の安全確保を図りながら、早期の原因確認、応急復旧等に努めているところでございます。また令和5年度から、町の公式LINEによる通報、情報提供が可能となっており、実際に、これまでに何件かの情報もいただいている状況でございます。

このように、道路管理者といたしまして、様々な情報等を基に安全な道路の維持、管理に努めているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 緊急時には、時間帯を問わず対応いただける体制が整っていることで安心いたしました。また、公式LINEを活用した通報手段の導入についても、住民が気付いた異常を迅速に共有できる有効な手段であると感じております。

今後も、安全な道路環境の維持に向けた対応をよろしく願いいたします。

最近では、AIを活用した道路点検技術は、既に幾つかの地域で導入され始めています。例えば、ひび割れや道路の穴を自動検出し、データを3次元化して管理できるため、迅速な補修計画の策定が可能になります。

将来、こうした技術を幸田町にも導入すれば、道路の老朽化による破損を早期に発見し、維持管理の効率化が図れそうです。

次に、活気あるまちづくりを目指す施策の4番目で、地域コミュニティの活性化促進の取組について、地域のつながりは住民の暮らしを豊かにし、防災や福祉の面でも重要な役割を果たします。

幸田町では、町村合併70周年記念イベントのような地域交流の機会が好評でした。地域住民が、気軽に参加できるイベントや、交流の場を増やすことで町の活気を高めることができます。

こうした視点を踏まえ、様々な地域コミュニティの活性化促進の取組の中でも、防災イベントや防災訓練について以下の質問をいたします。

地域住民の防災意識向上のため、防災研修や防災訓練などの計画は、どのように進められているのでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 防災研修会につきましては、梅雨前線が活発となり線状降水帯の発生が危惧される出水期の前に、地域の防災体制の整備や確認の意味を込めまして毎年、区長さんに向けた災害対策研修会を開催しております。

ほかには、地域で実施していただく防災訓練などで、自主防災会の活動が効果的に実践できるように、区長さんや自主防災会の役員さんなどを対象とした、全2回の防災リーダー養成研修も開催しております。

地区の防災訓練は、各区や学区が主体となって計画し、実施していただいております。

ろでございます。

また幸田町安全テラスセンター24では、訓練の内容や訓練方法、必要な機材等について御相談いただき、関係機関と調整するなど訓練の実施に向けた協力、アドバイスをさせていただいているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 各区、学区など地域の防災訓練の参加対象や、参加状況など区ごとの特徴があれば教えてください。

○議長（廣野 房男君） 危機管理監。

○危機管理監（長谷優一郎君） 地域の防災訓練につきましては区単位、学区単位などで実施していただいております、区長さん区の役員さん自主防災会、自警団など参加される対象はその地域で様々でございます。

令和6年度の訓練の特徴といたしましては、学区の単位で訓練を実施された坂崎と荻谷学区では、学校に設置されたマンホールトイレの設置訓練、昨年度作成いたしましたファーストミッションボックス手順書を活用した避難所開設訓練を実施していただきました。

また、ファーストミッションボックス手順書の検討会の会場をお借りした、鷺田区ではファーストミッションボックス手順書を、さらに簡素化させ、子どもを含めた区民の方で実際に手順書を活用した避難所開設訓練を実施していただいております。

地域の防災力強化には、地域コミュニティの活性化が不可欠でありますので、防災研修会などを通じて、地域住民の防災意識向上に努めてまいります。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 区によって、特徴があることが分かりました。

次に、活気あるまちづくりを目指す施策の5つ目で、幸田町の豊かな自然環境は、未来へと守り続けるべき大切な財産です。森林や河川の保護、ごみ削減、そして、再生可能エネルギーの導入など、環境保全に関する施策は町の持続可能な発展に欠かせません。

現在、幸田町では森林生態系の維持や、再生可能エネルギーの活用が進められていますが、さらなる対策や住民の意識向上が重要だと思います。こうした視点を踏まえ、環境保全と持続可能な施策の取組についてお聞きしてまいります。その前に環境保全には様々な活動がありますが、特に重要なものを幾つかあげてみます。

1つ目に、生物多様性の保護で、森林の保護や湿地の保全など、生態系を守ることで多様な生物の存在、生存環境を維持することができます。

2つ目に、森林再生と植林で、森林は地域の「肺」もいわれ、大気中の二酸化炭素を吸収し、生態系を豊かにする重要な役割を果たします。植林活動や森林管理を適切に行うことで、持続可能な環境をつくることができます。

本町でも昨年、幸多の杜で町村合併70周年記念植樹祭が開催されました。この植樹祭には、有志の生徒が参加し記念の植樹を行いました。地域の緑化を促進し推進し、環境保全の意識を高める、すばらしいイベントでした。

3つ目に、水質保全で川や湖、海の水質を守ることも重要です。産業排水や家庭からの汚染を減らす取組を行い、きれいな水環境を維持することが求められます。

4つ目に、再生可能エネルギーの活用で、太陽光発電や風力発電など環境負荷の少ないエネルギーの利用を進めることで、温室効果ガスの排出を抑えることができます。

5つ目に、持続可能な消費と廃棄物削減、リユース再利用、リサイクルを徹底することで、資源の無駄遣いを防ぎ環境負荷を軽減できます。

6つ目に、気候変動対策などもありますが、生態系を守るためにもアライグマのような外来種の駆除は環境保全に係る重要な活動の一つです。外来種とは、本来その地域には存在しなかった生物が、人為的または自然の要因で輸入され、生態系に影響を与えるものです。これらが、在来の動植物の生存を脅かしたり、生態系のバランスを崩したりすることがあるため、適切な駆除や管理が必要になります。そこで、今までアライグマなど外来種の捕獲数や適切な駆除管理の考えをお聞きします。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） まず、外来種への対応につきましては、令和5年度より本町環境課におきまして、特定外来生物防除対策としましてアライグマの捕獲調査を実施しておるところであります。

捕獲頭数の実績といたしましては、令和5年度は芦谷区で実施をいたしまして、アライグマ4頭を捕獲しております。

令和6年度におきましては、岩堀区で実施をしております、アライグマ5頭及びハクビシン1頭を捕獲しており、いずれも処分をしているところであります。

また、特定外来生物でありますキク科植物の、オオキンケイギクにつきましては、地域による駆除活動への協力といたしまして、駆除したオオキンケイギクの処分を行った実績もあります。

いずれにいたしましても、外来種の駆除・防除に関しましては、全てを町が担うことは難しいわけでありまして、アライグマのような生活環境へ深刻な影響を与えるものにつきましては町で対応し、それ以外のものは地域住民などの協力が必要であると考えております。

そのために、今後、町民の方に対しまして、正しい情報提供と意識啓発のため、ホームページ等で生態系の保全と併せて、情報発信を充実させていきたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 町が主体的にアライグマの捕獲調査を行い、実際に、一定数の捕獲処分を実施されているとのこと、環境保全に対する具体的な取組に深く敬意を表します。

芦谷区、岩堀区における実績からも、着実な対応が進められていることがよく分かりました。また、オオキンケイギクのような植物に関しても、地域と連携しながら駆除活動を支援されている点において、行政と住民の協力体制が重要であるというお考えに、私も強く共感いたします。

外来種の問題は行政だけでなく、地域全体で取り組むべき課題であると改めて感じました。

次に、水資源の保護で幸田町西側、広田川など以前は少し汚れていましたが、最近魚など数が増えたように思います。水質がよくなったんだと思いますが、水質保全のための検査計画などは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 河川の水質保全につきましては、環境基本計画に基づく環境測定の一環といたしまして、町内12河川16地点を対象に、毎年2回水質調査を実施しまして、水質が環境基本法に定められた環境基準に適合しているか調査を行っているところであります。

管理目標といたしましては、幸田町環境基本計画に基づきまして全ての調査地点で環境基準を満たすことを目標としておるところであります。

なお、調査結果につきましては一部の地点、具体的には16地点中3地点で、環境基準を超過している項目が見られました。しかしながら、こちらは人為的な水質汚染が要因ではなく、調査地点の水生植物に由来するものでありますので、町内河川の水質は良好な状態が保たれていると認識をしているところであります。

本町といたしましては、今後も河川の水質調査を継続的に実施しまして、河川環境のモニタリングに努めると同時に、水辺の生き物の観察会や環境学習の充実によって、水資源の保全に関する町民の意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 町内12河川16地点で、毎年2回の水質調査を行い、環境基準を全ての地点で満たすことを目標に取り組みられているとのこと大変心強く感じました。大半の地点で水質が良好に保たれており、一部の基準超過についても、自然由来であるとの御説明に安心いたしました。

また、調査の継続とともに、観察会や環境学習など、町民の意識向上に向けた取組にも力をいただけているとのこと、非常に意義深いと感じています。

今後も、水資源の保全に向けた取組が着実に進められることを期待いたします。

次に、不要品のリサイクルは持続可能性に貢献します。不要になったものを、再利用再生することで廃棄物の削減や、資源の有効活用につながり、環境への負荷を軽減できます。

例えば、家具や家電を修理して使い続けることや、古着を寄附して誰かに役立ててもらうことも、持続可能な消費の一環と思います。

その中でも、先日お会いした方から、このようなお話をいただきました。

南部中学校では、制服や体操服のリサイクル活動があったそうですが、あまり周知が届いてなくて参加できなかった方がいたり、子どもが学校から連絡チラシを持ってきて見せてくるのが遅かったため出せなかったとか、回収の日にちが短かったなど少し不具合が感じられたようです。もっと活発なリサイクル活動を今後も続けていただけたらとのことでした。

中学校の3年間は成長期で、制服などサイズもすぐになってしまうので、またきょうだいが男女の場合お下がりが使えなかったりするので、物価高の昨今とてもありがたい活動です。

そこで、制服や体操服など含め、不要品のリサイクルの取組のお考えを伺います。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 学校における制服や体操服の現状について御報告をさせていた

できます。

制服や体操服につきましては、幸田中学校と北部中学校ではP T A主催で、3学期に3年生からリサイクル品を集め、次年度の4月に生徒へ配布しております。

なお南部中学校では、P T A主催で秋の南中祭までに集めて、南中祭で配布しているということでございます。

また昨年度は、フレンドシップ協定を締結いたしておりますカンボジア王国の、カンボジア王立芸術学校を訪問した際に、体操服などが足りず困っているというお話を聞きましたので、小中学校などに募ったところ体操服約850着などが集まりまして、それらを送り届ける事業も行っているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） P T Aを中心に、制服や体操服のリサイクルがしっかりと行われていることを知り、大変心強く感じました。

また、海外への支援にもつながっている点に感銘を受けました。

今後も、このような取組が広がっていくことを期待いたします。

次に、粗大ごみの回収期間が1週間で、平日は午前中だけになっています。大掃除の年末や3月4月の住民の移動の多い月は、集中して車の長蛇の列ができてしまいます。

そこで、利用される方々から、その辺の月だけ回収時間を延ばしたり、期間を延ばすことはできないのでしょうかとの意見がありました。それについてのお考えを伺います。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 桐山の粗大ごみ集積場への搬入時間及び期間の延長につきましては、近隣住民の生活への影響を低減する観点から、現時点では考えてはいないわけではありますが、待機時間の短縮、待機列の解消は喫緊の課題として認識をしておるところであります。

そこで、今年度から作業員を1名増員しておりまして、集積場での荷下ろしの時間短縮と効率化を図り、待機時間の短縮に努めているところであります。

当面は、現場における作業の効率化によりまして、待機時間の短縮を図りながら待機列の発生を可能な限り抑えていきたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 回収時間や、期間の延長については、近隣住民への影響を考慮し現時点では難しいとのことですが、待機列や待機時間の解消を課題として捉えていただいている点に安心いたしました。

また、従業員の増員による現場での効率化を図る御対応に感謝を申し上げます。今後も特に混雑が見込まれる時期については、引き続き現場の状況を注視いただきながら、可能な範囲での柔軟な対応を御検討いただけますと幸いです。

住民の利便性向上に向けた、取組の推進を期待しております。

次に、環境型社会推進に向けて、リサイクル方法でメルカリショップでの自治体販売が盛んに行われています。現在、全国の58自治体まで拡大しているようです。

近隣市では、蒲郡市なども入っています。それについて、本町ではどのような対応を考えられておりますでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） メルカリのようなインターネットサイトによる不要品の売買につきましては、蒲都市が全国に先駆けて取組を開始し、他の自治体にも拡大したものであります。

本町におきましてもリサイクル、リユース促進のため民間事業者の運営するインターネットサイトを活用した取組について、導入の検討を進めているところであります。

具体的には、町民の皆様が事業者の運営するリユースプラットフォームなどを利用して、お手持ちの不要品を出品していただき、買手となる個人または買取業者と直接取引をしていただくものであります。

メルカリでは、自治体が出品者となりまして、不要品の売却益が得られる一方、不要品を保管するスペースや配送事務が必要となるなどのデメリットもあるわけでありまして、

本町が導入を検討しております事業者の仕組みでは、自治体を仲介せずに直接取引を行っていただくことによりまして、不要品がごみとなって排出される前に、リユース品として流通し、ごみの発生を抑制することとなります。

このような仕組みの導入によりまして、町内における不要品のリユースの輪を広げ、ごみの減量化につながることで環境型社会の構築を進めてまいりたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂議員。

○3番（野坂純子君） 本町においても、民間事業者が運営するリユースプラットフォームの活用について具体的に検討が進められているとのことで、循環型社会の実現に向けた前向きな姿勢を感じ、大変心強く思いました。

特に、自治体が仲介せず、町民が直接取引を行う仕組みによって、ごみの発生抑制とリユースの促進を両立させようとする点は、現実的かつ持続可能な取組であると思えます。

今後、町民への周知や利用促進の方法についても工夫を凝らしていただきながら地域にリユースの文化が根づいていくことを期待しております。

最後に、幸田町の発展に向けた多くの施策が進められており、地域資源の活用、若者の定住促進、交通インフラの整備、地域コミュニティの活性化、そして環境保全が重要な柱となっています。

これらの取組を、さらに充実させることで、住民が誇れる活気あるまちづくりが実現できると考えます。

今回の質問を通じて、幸田町の未来に向けた具体的な計画や課題について確認させていただいて、今後もさらなる発展につながる施策が進められることを期待いたします。

住民が安心して暮らせる町の魅力を高めるための持続的な取組をお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

〔3番 野坂純子君 降壇〕

○議長（廣野 房男君） 3番、野坂純子議員の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩とします。午後は1時10分から会議を開きます。

休憩 午後 12時07分

再開 午後 13時10分

○議長（廣野 房男君） 休憩前に、引き続き会議を開きます。ここで、環境経済部長から発言の申出がありましたので発言を許します。

環境経済部長。

〔環境経済部長 大熊隆之君 登壇〕

○環境経済部長（大熊隆之君） すいません、先ほど午前中の野坂議員の一般質問で、質問内容がアライグマなど外来種の捕獲頭数や適切な駆除管理の考えということを質問され、私のほうから令和5年度は芦谷区で実施をしましてと答えたわけではありますが、申し訳ありません。芦谷区ではなく幸田区の間違いでありましたので訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

〔環境経済部長 大熊隆之君 降壇〕

○議長（廣野 房男君） ここで一点、御報告いたします。

10番、黒木一議員は疾病のため、本日午後の会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

では、一般質問に移ります。

4番、松本忠明議員の質問を許します。

4番、松本議員。

〔4番 松本忠明君 登壇〕

○4番（松本忠明君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問いたします。

本日は、本町の魅力あるまちづくり多文化共生の推進についてお伺いいたします。

我が国において、多文化共生の本格的な議論が始まったのは、約30年前の1990年代、バブル経済の崩壊を目前にした時期でした。

1990年には在留資格として定住者が創設され、南米諸国からの日系人の来日が増加し、日本に在住する外国人の数は約108万に達しました。

その後、日本社会の変容とともに、在留外国人の存在感は増し、2000年には169万人、2010年には213万人、そして2020年には289万人と30年で2.7倍に急増しました。

リーマンショックや経済の波に左右されながらも、この流れは決してとどまることなく、日本の社会構造に確実に影響を与えています。

こうした社会の変化を受け、本町も2016年に、第6次幸田町総合計画を策定し、多文化共生の推進を、まちづくりの重要な柱の一つとして取り組んでまいりました。

そして国際社会では、新型コロナウイルス感染症の影響を契機に、持続可能な開発目標SDGsの重要性が、これまで以上に強く認識されるようになり、我が区においてもSDGsアクションプラン2021が策定され、全ての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなになど、多様な社会の実現を目指す具体的な施策が示されました。

この流れの中で、本町でも幸田町SDGs未来都市計画において2030年のあるべき姿の一つとして、多様な人の流れを育て、魅力的なまちという姿が描かれ、外国人を

含む関係人口の拡大と、魅力あるまちづくりによる定住環境の向上を目指しております。

そして、現在策定が進んでいる第7次幸田町総合計画においても、多文化共生は持続可能なまちづくりに不可欠な要素として、位置づけられています。

本町が目指す多文化共生のあるべき姿とは、どのようなものか。また、それを実現するために必要な対応と進め方は何か。本日はこれらの課題について具体的にお伺いします。

それでは、本町の多文化共生の現状を、総人口の増減と外国人の流入、この二つの観点から確認いたします。

最初に、本町の総人口について、最新のデータと前年からの増減を要因別に御提示ください。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 人口の増減の状況は、幸田町は令和7年4月1日現在で4万1,965人で、前年比マイナスの261人の減少に転じました。

令和6年の出生は、274人、死亡は401人で自然増減はマイナス127人でした。

また、転入は1,553人、転出は1,692人で、その他増減を含め社会増はマイナス276人でした。

近隣の市町では、岡崎市は38万1,638人で、前年比マイナス1,503人と減少。西尾市は、16万9,284人で、前年比マイナス638人と減少をしています。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 次に、本町の総人口について、年齢別の人数と比率及び前年からの増減について御提示願います。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 10月1日時点、住民基本台帳より令和6年のゼロ歳から14歳代は6,516人で15.5パーセント前年比マイナス203人。15歳から64歳代は2万6,243人で62.4パーセント前年比マイナス19人、65歳以上は9,313人で22.1パーセント前年比プラス39人となっております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 本町は、県内でも数少ない人口増加の町として、誇らしく感じておりましたが、人口停滞と少子高齢化の波が及んできていることが確認できました。

それでは、引き続き、外国人の流入状況を確認いたします。

本町の在留外国人数と前年からの増減及び総人口比率を御提示願います。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 幸田町の在留外国人の数は、令和7年3月末現在で1,195人で前年比7人減少、全人口比は2.85パーセントでプラス・マイナス・ゼロとなっております。

近隣の市町では、岡崎市は1万4,283人で8.34パーセント前年比952人増加、西尾市は1万1,877人で17.25パーセントで、前年比760人増加しております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 次に、本町の在留外国人の国別の人数と、前年からの増減を御提示

願います。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 幸田町在住の外国人人口の約9割を占める5か国の人口といたしまして、ブラジル人が348人から314人の34人減、中国人が61人から57人の4人の減、フィリピン人が309人から183人の126人減、ベトナム人が239人から261人の22人の増、インドネシア人が132人から164人の32人の増となっております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） ベトナム人やインドネシア人の住民が増えているようですが、その要因が分かれば御説明願います。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 近年、日本で働くベトナム人が急増しているとのことで、特に技能実習生が多く、次いで留学生、就労ビザ人材が多いとのことでございます。

理由といたしましては、多くの日系企業がベトナムに進出しているため、日本で就労を希望するベトナムの人が増え続けているようでございます。

また、今までは中国人の方が日本に稼ぎに来ることが多かったということですが、中国の急速な経済発展によって、日本に稼ぎに来る中国人技能実習生の人数が年々減少している状況でございます。

その欠員を埋めるために、多くの日本企業はベトナム人技能実習生を受け入れるようになったようでございます。

インドネシア人の増加につきましては、ベトナム人や中国人の採用競争が激化し、次のターゲット国として、インドネシアに狙いを変える企業が増加傾向にあるとのことのようにです。

技能実習生につきましては、外国人技能実習生制度が2017年に改正され、介護などの職種追加や、優良な管理団体・実習実施者に対しては、実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大などの制度拡充が行われました。また、本来最長で3年だった実習期間が5年に延長され、技能実習生に長く日本で働けるチャンスを開きました。

このような背景から、自動車関連企業などの多い西三河地域にも、ベトナム人やインドネシア人の方が増えていると考えられます。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 本町の総人口は、前年比261人減少し、長らく人口増加の町として誇りを持っていた本町にも、いよいよ人口減少の波が押し寄せ、人口停滞が始まりました。

特に注目すべきは、ゼロから14歳の年少人口が前年比203人減少し、未来を担う世代の減少が顕著である点です。一方、65歳以上の高齢者は、前年比39人増加し、少子高齢化の進行が鮮明になっています。このまま推移すれば、地域の活力維持はますます困難となるでしょう。

そのような中、在留外国人数は、前年比7人減少と微減傾向にはあるものの、技能実習生の増加により、ベトナム人、インドネシア人の住民が着実に増えています。本町の

外国人比率は2.9%と横ばいですが、近隣の岡崎市の8.3%、西尾市の17.3%を考慮すると、本町も今後、外国人住民が急増する可能性が高い状況です。

このような変化にどう向き合い、多文化共生をいかに推進するのか。人口減少社会の中で、外国人住民の存在をどのように捉え、町の活力につなげるのか。これまでの枠組みのままでよいのか。本町は今まさに転換点に立たされていると言えます。

未来の町の在り方を真剣に考え、行動に移すべきときではないかという課題認識を持って、次の質問に移ります。

このような総人口の停滞と外国人の流入の実態を踏まえて、本町の多文化共生の考え方・進め方をお伺いします。

「幸田町SDGs未来都市計画」で描く、本町の多文化共生のあるべき姿はどのようなイメージでしょうか。進むべき方向性を御説明願います。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 企業城下町である西三河地域においては、今後、外国の方が増加する可能性は大いにあります。外国の方たちにも生活していただける環境を整えていくことに加え、まずは、幸田町を知っていただき来ていただけるよう、まちの魅力を発信していくことが重要と考えます。

外国人を含む関係人口の拡大、そして、幸田町に住む外国の方との交流を進め、まちの活性、活力向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 次に、このSDGs未来都市計画で描くあるべき姿と、第6次総合計画との違いはどのような点にありますか。

また、第7次総合計画に向けては、どのような方向で描かれるのでしょうか。御説明をお願いいたします。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 第6次総合計画では、国籍や民族、文化の違いを超えて相互に理解を深め、地域の一員として、自らの能力を十分発揮しながら活躍できる多文化共生の町を目指すことといたしました。

第7次総合計画につきまして、今後、さらに幸田町で生活する外国籍の方が増えることが予想されますので、第6次総合計画の思想を引き継ぐとともに、より生活しやすい町の形成を図っていきたいと考えています。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 次に、このあるべき姿の実現のためには、具体的にどのような対応が必要でしょうか。御説明願います。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 多文化共生社会の実現に向け、町が主体となって進めるべき重要な施策として、特に多文化共生のための環境整備と、日本語を話せない子どもの教育があります。

まず、多文化共生のための環境整備に関しては、外国人住民が日本の文化や生活慣習に円滑に適應できるよう、多言語による生活ガイドの提供をはじめとした支援体制の強

化を推進してまいります。

次に、日本語を話せない子どもの教育の課題につきましては、日本語教育の機会を設け、子どもたちが適切な教育を受け、健やかに成長できる環境づくりに取り組んでまいります。

加えて、国や県の指針や計画を踏まえ、町として適切に推進すべき施策として、働きやすい環境の整備、住居・生活インフラの充実、そして、防災安全対策が挙げられます。これらの施策を効率的かつ総合的に推進することで、多文化共生社会の理想的な姿を実現し、全ての住民が安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 本町における多文化共生の推進について、行政及び民間組織が果たす役割はどのように位置づけられているのでしょうか。

両者の具体的な役割分担と、その協力体制について御説明をお願いいたします。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 町につきましては、行政手続をスムーズに行うため、ポルトガル語通訳を会計年度職員として雇用していることや、電話を活用した三者間通訳、翻訳機の導入を行い、手続のサポートを行っています。

また、外国につながるのある子どもが戸惑うことなく今後の生活に早期に対応できるように、小学校へ上がる前の園児や小学生低学年を対象に日本語教室を開催しています。

そのほか、外国籍の方が気軽にコミュニケーションを図れる場として、多文化交流拠点を整備、幸田町国際交流協会への運営支援を行っています。

民間の組織としては、民間企業や教育関係者を役員として組織をしています幸田町国際交流協会（K I A）が30年以上に渡り、町の国際交流発展の一躍を担っていただいております。外国籍住民の日本語指導やホームステイ受入れ事業、多文化理解促進イベント等の実施を行っています。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 本町はこれまで第6次総合計画を通じて、国籍や文化の違いを超え、ともに地域の一員として活躍できる多文化共生のまちを目指してきました。

SDGs 未来都市計画では、外国人を含む関係人口の拡大、定住人口の増加を通じた町の活力向上を掲げています。

そして、次期第7次総合計画ではこれらをさらに推し進め、誰もが安心して暮らせる真の共生社会の構築が求められています。

人口減少と少子高齢化が進む中で、多文化共生はもはや選択肢ではなく不可欠な要素となっています。地域の持続可能性を確保するためには、行政と民間が一丸となり、環境整備や子どもの教育を始めとした多文化共生のための課題に対して、具体的な行動を起こしていかなければなりません。

これを踏まえて、次に、町が主体となって進めるべき重要な施策である多文化共生のための環境整備及び子どもの教育という2つの柱を中心に、その具体的な取組内容及び進め方についてお伺いいたします。

まず、多文化共生のための環境整備について伺います。

法務省の出入国在留管理庁が、令和6年度に実施した在留外国人に対する基礎調査によれば、日本での生活に満足している外国人は88%に達し、前年よりも増加傾向にあります。

一方で、同調査では生活習慣や伝統文化への理解不足に加え、言語の壁により生活に支障を感じる外国人が多いという課題も浮き彫りになりました。

こうした課題を解決し、本町が真の多文化共生を実現するためにはどのような環境整備が必要と考えますか。御説明お願いいたします。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 幸田町に住まわれる方が生活する上で困らない・迷わないようにしていくには、町民とのコミュニケーションを図る場の提供が重要になると考えます。

また、町民につきましても、多文化への理解を深めていただく必要もありますので、豊坂学区に設置いたしました多文化交流施設を活用し、町民と外国籍の方がコミュニケーションを図る企画等をK I Aと協力しながら進めていきたいと考えています。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 少し視点を変えますが、次に本町のホームページについて伺います。

出入国在留管理庁の調査では、公的機関の情報発信に関する課題として、多言語対応の不足、必要な情報にたどり着きにくい、やさしい日本語での発信不足といったような点が指摘されています。これは外国人住民が日本社会に適応する上で深刻な障壁となり得る問題です。

本町のホームページにおける外国語対応は、近隣市町と比較してどのような状況にありますか。実施状況を御説明願います。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 幸田町のホームページは英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の4か国語での情報提供ができています。Q&Aといたしまして、AIチャットはベトナム語を加えた5か国語対応でできています。

他市町では、在留外国人の国数も人数も多い岡崎市は、英語、中国語、ポルトガル語の3か国語。西尾市は英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語の6か国語で対応されています。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 次に、行政窓口での対応について伺います。

出入国在留管理庁の調査では、公的機関に相談しようとした際に困ったことという問いについて、どこに相談すればよいか分からなかった、相談するために仕事や学校を休まなければならなかった、通訳が配置されていなかった、または少なかったという声が多かったという報告があります。

本町の行政窓口での言語サポートや翻訳・通訳サポートはどのように行われていますか。どこの国のどの言語を対象に実施されているのでしょうか。御説明をお願いいたします。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） ポルトガル語通訳者の配置、20言語対応の電話通訳システム

導入、74言語対応の翻訳機を導入をしております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 外国人相談窓口の多言語対応の状況について、他市町のホームページで見えますと、岡崎市が16言語、西尾市が13言語で、本町の他言語対応はこれらの市町と比べて遜色ないことが確認できました。

その他、他市町では通訳者の定期配置やテレビ通話の活用等幾つかの工夫も見られましたので、これらの事例を参考にさらなる改善をお願いいたします。

次に、生活ガイドについて伺います。

外国人住民が生活を始めるに当たって、重要な情報源の一つである外国人向けの生活ガイドは、本町ではどのように作成・提供されていますか。御説明ください。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 幸田町では外国人向けの生活ガイドの作成は行っていませんが、愛知県において、在留における手続や労働、結婚、教育などの日本での生活における手続などが掲載された愛知県生活便利帳を作成されていますので、ポルトガル語・スペイン語版、英語・中国語版を企画政策課の外国人相談窓口を設置し、必要な方へ提供をしています。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 外国人向けの生活ガイドのうち、外国人住民の生活の質を左右する重要な情報の一つが、ごみの分別収集に関する案内です。これを一つの例として、外国語対応を深掘りして伺います。

燃やすごみの集積場所では、外国語表記の注意書きが掲示されていますが、経年劣化により視認性が低下しているケースが散見されます。私の地域の鷺田公民館の集積場所では、重要な情報である収集日の曜日の表記が消えていました。

こうした課題を踏まえ、燃やすごみと分別ごみの集積場所での、外国語の注意書きの設置更新はどのように進められているのか。特に、更新サイクルの具体的な運用方針について御説明願います。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 燃やすごみのステーションには、ポルトガル語での収集曜日看板があります。また、燃やすごみの種類に関する表記は、ポルトガル語のほか、ベトナム語、中国語、英語の注意書きの看板があります。

一方、分別ステーションの看板につきましては、分別ごとにイラストで表記をしておるわけですが、収集曜日についての看板は現在のところない状況であります。

看板及び注意書きの更新サイクルにつきましては、ステーションごとに劣化の状況に差がありますので、区長様はじめ組長様等々、住民の方からのお申出により適宜更新していくこととしております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 次に、本町における注意書きの多言語表記について、鷺田公民館の集積場所に掲示されている言語は、ポルトガル語とベトナム語の2か国語併記となっています。

フィリピン人やインドネシア人の住民が多数を占める現状を踏まえ、今後、これらを含む言語表記の拡充について、どのように検討・準備を進められているのか、御説明をお願いいたします。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 現在のところフィリピン語及びインドネシア語の注意書きなどの看板はございませんが、毎年全世帯に配布をしております家庭ごみ収集カレンダーにつきましては、日本語のほか、ポルトガル語、ベトナム語、中国語及び英語の4か国語版を作成し配布をしております。このカレンダーにつきましては、町公式ホームページからでも閲覧及びダウンロードすることができることとなっております。

また、特定の外国人の住人が多いアパートにつきましては、管理会社からの求めに応じまして、外国語表記の家庭ごみ収集カレンダーをお渡しするなど、看板の作成以外の手法も活用し、外国人の方への周知・啓発を図っているところであります。

そこで、議員の言われますフィリピン語及びインドネシア語表記の家庭ごみ収集カレンダーや看板についてであります。今後の人口動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） ぜひ、お願いいたします。

多文化共生のための環境整備に関して、ホームページや行政窓口での多言語対応及び生活ガイドやごみ分別に関する情報提供と多言語化について伺いました。

本町の取組は、他市町と比較しても遜色ない水準にあることが確認できました。

しかし、多文化共生の推進は単なる制度の整備や多言語対応の拡充に留まるものではありません。答弁にもありましたように、町民一人一人の理解と協力なくして、本当の意味での共生は実現しません。したがって、行政だけでなく地域住民、関係団体、企業が一体となり、多文化共生の理念を日常生活の中に根づかせていくことが、これからの本町の発展には不可欠です。

多言語対応の充実に向けた課題として、生活ガイドのさらなる言語の追加、ごみ集積場所への注意書きの設置と定期的な見直しなど、環境整備のさらなるレベルアップが求められます。これらの対応は町民との密な連携を図りながら、地域全体で積極的に進めていくべき重要な取組です。

また、町民と外国人住民がより円滑にコミュニケーションを図れる場の提供も欠かせません。多文化交流施設・豊坂ほっと館の活用や民間組織・K I Aとの連携による交流会の開催を通じて、互いの理解を深め、違いを尊重しながら、ともに歩むまちづくりを目指すべきです。

本町の未来は単なる数値の変化でなく、そこに暮らす全ての人々の意識と行動によって形づくられます。多文化共生の推進という理想の実現に向け、行政と地域が一体となった積極的な取組をお願いします。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 今後も引き続き、幸田町に住まわれる多国籍の方が生活する上で、困らない・迷わないようにしていくために、行政窓口での通訳の設置やホームペー

ジの充実等をはじめとした多言語対応のさらなるレベルアップ等、多文化共生推進のため環境整備を推進していきます。

あわせて、幸田町国際交流協会K I A等の関係機関や民間企業とも連携しながら、外国人の方との交流会の開催等、町民の方にも多文化への理解をいただけるよう事業を推進することで、お互いのコミュニケーションが深まるように進めてまいります。

○議長（廣野 房男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（大熊隆之君） 多文化共生のための環境整備におきましては、ごみの出し方は日常生活に密着した身近なことでありますので、収集日や分別方法といった基本的なルールの周知が最も大切であると認識をしております。

現在行っております多言語版の家庭ごみ収集カレンダーの配布と、ステーションにおけます注意書き看板等の設置につきましては、今後も行政区をはじめとした地域の皆様の御意見に、きめ細やかな対応を続けてまいりたいと思います。その他、外国人のコミュニティなどに直接働きかけをする方法につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） ありがとうございます。

それでは引き続きまして、日本語を話せない子どもの教育、日本語教育について伺います。学校別・国別に日本語教育の必要な子どもの人数及び前年からの増減を御提示ください。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 町内の小学校で、本年度日本語教育が必要な児童生徒は57人把握しております。昨年度と比べると7人少なくなっております。そのうち、簡単な日常会話の教育が必要な児童生徒は25人で、昨年度と比べると15人少なくなっている状況です。

なお、学校別では豊坂小学校が一番多く16人で全体の約28%。2番目は幸田中学校の10人で約18%になっております。

国籍別ではブラジルが一番多く21人で全体の37%。2番目はフィリピンの18人で、約32%になっております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 出入国在留管理庁の在留外国人に対する基礎調査によりますと、子どもの教育について外国人住民から重要な意見が寄せられています。

ある40代の女性からは、外国人との共生意識を社会に根づかせるためには、幼少期から外国人との共生について学ぶ機会が設けられるべきだとの声がありました。

また、子どもたちが外国住民と接することが、特別ではなく当たり前のことと感じられる環境を育むことが、何より重要だと指摘されております。

本町における日本語教育を必要とする子どもへの教育の現状はどのようになっていますか。御説明をお願いいたします。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 日本語教育が必要な児童生徒につきましては、学級から取り出

して、日本語指導教室などでの日本語の指導や、学級へ入り込み指導を行っているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） それでは、もう少し詳しく、本町での日本語教育はどういった内容で、どのように運用されていますか。指導教員や教育時間等の概要について御説明をお願いします。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 指導者におきましては、県から配置された日本語指導教員2人、ポルトガル語、フィリピン語、スペイン語の語学相談員が3人、町の会計年度任用職員の日本語指導教員2人及びポルトガル語、フィリピン語の母国語対応支援員が2人で、週1回から週3回程度各学校を巡回指導しております。多い子どもにつきましては週4回指導していることもございます。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 次に、教育内容についてお伺いします。

我が国では、日本語教育としては、2019年に日本語教育の推進に関する法律が制定され、文科省より外国人児童生徒への日本語指導の一層の充実を図るため、J S L、J a p a n e s e a s a S e c o n d L a n g u a g e というカリキュラムが策定されています。

その小学校編では、具体物や直接体験という活動を通じて日本語で学ぶ力を育成するトピック型というものと、各教科固有の学ぶ力の育成を目指す教科志向型、この2つのカリキュラムが示され、授業実践や研修の指導資料での活用が推奨されています。

本町での日本語教育の教育内容は具体的にどのようなものでしょうか。御説明をお願いいたします。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 日本語指導におきましては、日常的な会話の力だけではなく各教科の事業に日本語で参加できる力を育成するために、日本語指導と教科指導を統合的に捉え、一人一人の子どもの実態に応じた教育課程を組み込んでおります。

年間の指導目標を見据えて、1つには簡単な日常会話、2つに日本語の基礎、3つ目に技能別日本語、4つ目として日本語と教科の統合学習、5つ目として教科の補習というこの5つの日本語指導プログラムを組み合わせ、個別の指導計画に基づいた内容で指導を行っております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） その他、日本語教育の課題と必要な対応について御説明願います。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 課題といたしましては、保護者が日本語を話せない場合に必要なことを伝えることが難しいことがあります。各学校にあるポケトークの活用や保護者会の日程に合わせて母国語対応支援員を依頼するなど工夫をしておりますが、急を要するような場合の対応などでは、やはり難しい場合がございます。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 日本語を話せない子どもが授業を受けやすいようにという視点で、DX・デジタル技術はどのような場面で活用が進んでいますか。御説明お願いいたします。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） ポケトークや児童生徒用のタブレットなどの翻訳アプリを利用しながら授業を行っております。

教員や児童生徒間のコミュニケーションにつきましても、それらを活用しておおむね支障なくコミュニケーションができていますと伺っております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） もう一点。多文化共生推進の視点では、外国人とのコミュニケーションと相互理解を深めるため、外国人の子どもだけでなく、日本人の子どもへの外国語や外国文化の教育も必要です。

本町の日本人の子どもへの外国語教育は、現状どのように進められているか御説明ください。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 文部科学省の学習指導要領に基づき、言語の習得だけでなく異文化理解を深めることを目的として推進されております。

具体的には次のような取組を中心に行っております。

第1に、小学校3年生から外国語活動を導入しまして、5年生からは正式な外国語科目として英語教育を実施しております。これによりコミュニケーション能力の育成を重視し、聞く・話す活動を中心に事業を展開しております。

第2に、4人のALT、これは第二言語としての日本語ということですが、4人のALTの方を配置して各学校を巡回しながら、児童生徒が生きた英語が触れられる機会を増やしているとともに、異文化理解の授業も行っております。

今後も多文化共生の視点を取り入れながら、児童が主体的に外国語を活用できる環境を整えていきたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） もう一点。本町では、2021年に県より地域日本語教育推進補助金を受け、子ども向け日本語教育推進事業が展開されているようですが、どのような内容でしょうか。これは現在も継続して実施されているのでしょうか。御説明をお願いいたします。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 外国につながるのある就学前・小学校低学年の児童及び日本語初期指導が必要な児童を対象に、スムーズな日常生活を送るために、学校生活に必要な日本語や、集団生活を送るための練習、保護者への情報提供を行うことを目的とした「幸田町地域日本語教育推進事業」を実施しています。

令和6年度にはブラジルやインドネシア、フィリピンなどの園児・児童10名に申込みをいただき、8月の土・日において全5回で実施いたしました。少人数での実施であるため、年齢と日本語能力に応じて就学前グループ、低学年グループ、中高学年グループ

ブに分け実施することができ、さらに、グループ内でのレベルや、学年に応じた学習が必要だったため、低学年グループを1年生と2年生に、中高学年グループを4年生と6年生に分けて学習をいたしました。

令和7年度も引き続き実施することで調整をしております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 子どもの教育は多文化共生を支える未来への礎です。

本町では外国人児童向けには、日本語指導や母国語支援に加え、町独自の日本語教育推進事業など、多文化共生を意識した教育環境の整備に取り組んでおられます。

また、日本人児童向けにも外国語教育の充実を図り、ALT、外国語指導助手の配置など、幅広い視点から行政の実現を目指しています。その結果、本町の教育施策は、他市町と比べても遜色ない水準にあると言えます。

しかし、本町の現在の外国人住民比率は3%未満ですが、岡崎市の8.3%、西尾市の17.3%のように、今後、さらなる増加が予想されます。この未来を見据え、教育内容と学習時間の拡充が不可欠です。教育内容については、日本語指導の強化に向けて文科省のJSLカリキュラムが展開され、県内では東浦町で強化型カリキュラムが実施されています。多文化共生が進展する中、本町においても導入が求められる時期が必ず訪れるでしょう。

また、教育時間については、米国のESL、English as a Second Languageというような制度を参考に、教育時間の拡充も重要です。

米国のESLでは州認定資格を持つ専任講師による、毎日1時間、週5日の特別授業が1年間継続して実施され、言語習得と文化理解を深める、そういった環境が提供されています。本町でもこうした教育環境の整備が望まれます。

こうした理想を実現するためには、教育施設や指導教員の確保など、乗り越えるべき課題が数多くあります。しかし、本町の子どもたちの未来を支えるため、これらの課題に未来志向で取り組むことが必要です。

国や県の方針を的確に捉え、他市町の先進事例を参考にしながら、本町ならではの施策を想像し、着実に推進していくことが求められます。多文化共生の理念を具体的な実践へと結びつけ、未来へと続く持続可能な共生社会の実現を期待します。

○議長（廣野 房男君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 多文化共生の推進では、日本人・外国人問わず、子どもたちが互いに異国の文化を理解し、他者と共生できる資質や能力を身に付けていくことが重要であります。その基盤として、外国から来日した児童生徒に対する日本語指導があり、日本人に対する外国語指導があります。

先ほど来申し上げておりますように、県費負担教職員だけでなく町費も投入して現在も指導に当たっているところであります。特に、日本語指導が必要な児童生徒につきましても、成育歴や日本語の言語能力を基に個別の指導計画を作成し、その子の日本語に対する経験や能力に応じて日本語指導を行い、生活用語の習得や、学習する中で教科としての用語の取得にも努めております。

多文化共生の教育活動としましては、他者への理解や思いやりを育む道徳教育、異文

化理解を進める社会科の授業をはじめ、コミュニケーション力としての国語科や総合的な学習の時間などの教科学習や、学級活動・児童会活動などの特別活動を関連させ、系統的に進めることが大切であり、現在でも、先ほど来申されているJSL等に合わせ、その教育活動を実践しております。議員、おっしゃられますように、今後、ますますその重要性は増してまいりますので、アンテナを高くし、他地区の実践も研究しながら、本町の多文化共生教育を進めてまいりたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本議員。

○4番（松本忠明君） 違いを受け入れ、ともに成長する。これはインドの宗教家であり政治指導者であったマハトマ・ガンジーが残した共生の精神を体現する名言であります。

この言葉は、多様な価値観を尊重し、互いに学び合うことでの重要性を端的に表しています。

加えて、ガンジーはこのような理想の実現について、次のような言葉も残しています。理想に近づこうと努力すればするほど、理想は遠ざかっていく。しかし、理想の実現よりもはるかに価値あることは、熱い思いを持って前に進み続けることである。時にはつまずき、時に倒れることもあるだろう。それでも私たちは再び立ち上がる。現実から逃げることさえしなければ、それで十分である。

冒頭の御答弁にもありましたように、本町の在留外国人の数は前年比で微減し、総人口費も2.9%と大きな変化は見られませんでした。本町の多文化共生の推進については、現在の在住外国人の人口規模を鑑みれば、他市町と比較して決して遜色ない水準にあります。関係者の皆様の御尽力に対し、改めて深い感謝と敬意を表します。

しかし、視野を広げ近隣市町の動向を見てみますと、岡崎市では前年比6.7%増で、総人口費が8.3%。西尾市では6.4%増で、総人口費17.3%に達するなど、外国人住民の増加が顕著に表れています。本町が、次期第7次総合計画で目指す理想のまちづくりを実現するためには、単なる関係人口・定住人口の拡大に留まらず、多文化共生という理念をより深く根づかせ、町の活力を生み出すための施策の推進が求められます。

本町の未来は単なる数字の変化ではなく、そこに暮らす全ての人々の意識と行動によって形づくられます。魅力ある町づくり、多文化共生の推進という崇高な理想の実現に向け、今後一層の積極的な未来志向での取組をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（廣野 房男君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 多文化共生ということで、全体を総括してコメントをさせていただきます。と思っております。

今言われましたように、次期総合計画である第7次総合計画におきましても、多文化共生という項目につきましてはしっかりと考えていかななくてはなりません。

魅力ある幸田町のためには、様々な推進項目があります。私も実際に外国で住んだわけではありませんけれども、やっぱり外国人にとっても、その地で居住するとき、医療や福祉や様々な分野、そして生活インフラ、また、ごみだとか地域の方々のいろんな交流をする機会を、異国の地に行ったときにはしっかりと根づかせるためにも、その行った地が様々な分野に置いた項目において、理念は大事にしなくちゃなりませんけれども、まずは生活習慣の中に根づくような形の取組ということを進める上でも、行政の政策は

本当に重要であります。

私ども、先ほど言われましたガンジーの理想ではありませんけれども、多文化共生分野におきまして、生活環境の整備、子ども教育の子育てだけでなく、働きやすい環境整備、住居・生活のインフラの整備、防災・安全対策、様々な課題がございます。そういったさらなるレベルアップに向けた積極的な取組を反映しながら、次期総合計画の中にしつかりと盛り込んでいきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（廣野 房男君） 4番、松本忠明議員の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時16分

○議長（廣野 房男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、丸山千代子議員の質問を許します。14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 通告に基づき、3点について質問をさせていただきます。

まず、1つ目は「こども誰でも通園制度」についてであります。

「こども誰でも通園制度」は、2024年6月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が可決をされ、成立したことによる制度であります。2026年4月からは、まだ、保育所や幼稚園に通っていない幼い子どもが保育施設を利用できるというものであります。

こども家庭庁が示す制度の内容では、この制度は就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できるとしており、その背景として、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えていて、支援を求めている状況があり、保育所に通っていない子どもも含め、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成長環境を整備することを目指しております。

現行の保育所はゼロ歳から5歳児が通えますが、保護者の就労などによって保育できないことが入所できる条件であります。幼稚園には就労要件はありませんが、通えるのは3歳からとなっております。幼稚園に入るまでは、日中は母親が1人で乳幼児を1人から2人、3人と育てている家庭もあります。

このようなことから、「こども誰でも通園制度」は、国が2023年に打ち出した「こども未来戦略」の中で、全ての子育て家庭への支援を強化するとして創設されたものであります。国の主導で全国を一律の事業として整備をし、未就園児の、生後6か月から2歳児までの保育所等に通園していない子どもを、月10時間以内で保育所や認定こども園、小規模保育事業所など利用できるもので、来年度から全国全ての自治体で本格実施であります。

そこで、現在制度実施に向け、どのように進められているのか伺います。この制度の内容について、まず、どのような方向で進められるのか、まず、お聞きしたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 「こども誰でも通園制度」についてでございます。

今、丸山議員から概要につきまして、詳細につきまして御説明いただいたところではありますが、私からも、まず、概要につきまして若干触れさせていただきたいと思っております。

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方や、ライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、創設されることになりました、「こども誰でも通園制度」でございますが、こちらにつきましては、令和6年度から一部の自治体で試行的事業が実施され、本年度に制度化、令和8年度に本町を含め全国の自治体で本格実施される予定でございます。

なお、「こども誰でも通園制度」という名称でございますけれども、こちら児童福祉法では「乳児等通園支援事業」、こども子育て支援法では「乳児等のための支援給付」という名称で規定されておりますが、こども家庭庁が、令和7年3月に発しました手引きでは、制度全体とその実施を「こども誰でも通園制度」と称することとしております。

対象につきましては、保育所認定こども園、地域型保育事業等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満のお子様。利用可能時間につきましては、お子様1人当たり月10時間を上限とするもの。実施事業所につきましては、乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点等でございます。

今回、これを進めるに当たりまして、民間の保育事業者の施設に調査をいたしましたところ、人員の体制ですとか運営上の課題があるということで、今のところ意向はないという回答をいただいております。そのようなことから、本町では、令和8年度スタートにおきましては、菱池子育て支援センター、こちらでスタートする方向で今検討を進めているところでございます。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 幸田町では来年度から本格実施ということで、菱池の子育て支援センターで実施をしたいというようなことであつたわけですが、しかしながらこの制度を行うに当たっては、条例をつくらなければならないということであります。新たなこの給付制度となるわけでありますので、実施に向けての条例改正の手續、そして、また、町長による制度の実施事業所の認可手續なども必要とされているわけですが、これはいつ頃の予定となっておりますかを伺いたいと思っております。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） まず、条例についてでございます。

この条例につきましては、児童福祉法第34の16におきまして、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされております。このことから、本町におきましても、この設備及び運営に関する基準を定める条例を新たに制定をしていく必要がございます。

これにつきましては、今後、今検討してまいりまして、12月の定例会で上程させていただきたいというふうに予定をしております。

施行の予定日は、令和8年4月1日を予定しております。

それで、条例の内容につきましては、まだ検討段階ではございますが、まず、制度の趣旨、それから用語の定義、設備の基準、その他の基準を規定してまいりたいと考えております。

この基準の詳細につきましては、国のほうで「乳児等通園支援事業」の設備及び運営に関する基準、こちらが定められておまして、こちらによるものが多いかと思えますけれども、既に試行的に実施しております先進自治体のほうも参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

続いて認可につきましては、こちらも児童福祉法の中で、「乳児等通園支援事業」が市町村の認可事業とされるとともに、認可に関する審査基準等が規定されまして、審査基準に適合しているものから、認可に係る申請があった場合には認可するものとされております。

先ほども申し上げましたが、民間の町内保育施設につきましては、今回意向がなかったということで、町営の菱池子育て支援センターのみで実施予定ということでありますので、町の直営施設であることから、町長による認可手続というのはなく、町から県への届出を行う予定でございます。

今後、手を挙げていただく事業所がありましたら、所定の手続の上、認可していく予定でございます。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 詳しく説明していただきました。

今回、こども家庭庁はこの制度の創設に当たって、「乳児等通園制度事業の設備及び運営に関する基準」の運用上の取扱いについてということを出されたということでお答えがございました。

実際、幸田町では民間の保育所から、あるいは認定こども園からは実施をしたいというそういう申出がなかったと。人員体制の不足等もあるわけでございますけれども、そうした点での民間からは応募がなかったよということで、菱池の子育て支援センターということで、単独の施設になるわけでございます。

あそこは御承知のように子育て支援センターでありまして、菱池保育園の一角にあるわけでございますが、大変狭いわけでございます。そういうことを考えますと、一般の子どもたちも使うわけでありまして。そこへ、今回の「こども誰でも通園制度」、これに基づいて実施を図るということであるならば、若干これ矛盾が生じないかということでもありますけれども、その辺のところはどのように精査をしていくおつもりがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 利用でございますけれども、実際、子育て支援センターとしての機能はそのまま残します中で、曜日を分けまして、この日は誰でも通園制度、それ以外の日は通常の子育て支援センター業務という形で、分けて進めていきたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 子育て支援センターが2種類の事業に振り分けられるという、そ

うということになるならば、これは今現在、上六栗の子育て支援センター、あそこは少し大きな子どもたちが利用しております。菱池の支援センターは、はいはいからちっちゃなお子さんが利用されているところでもあります。そうした振り分けながら使おうとするならば、これは一般の子育て中のお母さんや、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが連れてきて遊ばせるということが制限されるということになります。その辺のところは、やはり今までよりも使えないという施設になるならば、これは逆に子育て支援の後退になるんじゃないかというふうに考えるわけですが、その辺はいかがかということと、それから、今回の「こども誰でも通園制度」は、これは既存の保育所施設の中で通園している子どもたちに交じって、そして、保育経験をしていくと、こういうような趣旨もあるわけですが、そうした点での整合性はどうしていくのかということでもあります。いかがでしょう。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） まず、使えないというところがございますけれども、先ほども申しましたように、曜日を分けていく中で、今考えているのはまだ決定段階ではございますけれども、週2回程度を「こども誰でも通園制度」の日としまして、それ以外の日を子育て支援事業の業務とさせていただき予定でございます。

ですので、この2日につきましては、通園制度を予約された方のみの使用になるという面では、その日に使えないという部分はございますけれども、この施設を選定したことにつきましては、園長会議等でも話をさせていただきまして、立地条件とか、もともと先ほど議員さんがおっしゃられましたこの菱池につきましては、どっちかっていうとはいはい向けの施設になっておりますので、こういったゼロ歳からの子どもたちを預かるのにちょうどよい施設でございます。また、駐車場もたくさんあるということ。

それから、何か相談室ございますので、相談室のほうはそのまま残しますので、実際、乳児等の相談については、これは通園制度の日関係なくいつでも相談のほうは受け付けられる状態にはしておきたいというふうに考えております。

あと、次の2つ目の質問でございますけれども、誰でも通園制度の実施方法ということで、先ほど、制度の実施方法といたしましては、保育所の空き定員の枠を活用して行います余裕活用型というものと、定員を別に設けて、在園児と合同または専用室を設けて行う一般形とこの2種類ございます。

なお、また、一般形の実施方法の中には在園児と一緒に過ごすことを基本とします在園児合同実施。それから、在園児とは別に本制度を利用する子ども同士で過ごすことを基本とします専用室独立実施、それから保育所等に併設せず、本制度のみを実施する施設で事業を行う独立施設実施というのがございまして、この菱池子育て支援センターでの実施方法につきましては、一般型の専用室独立実施という形になります。

なので、菱池保育園に通う園児との、一緒に交わるということはないのかなというふうに考えております。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 幸田町の場合は一般型の専用独立式ということで実施をするということですが、こうした利用に当たっては、これは利用料が発生するわけであ

ります。そして、また、町長の認可によって利用料が発生するということになるわけですが、いわゆる子育て支援センターの中でやるっていうことは、そうした支援センターを利用するのは無料であります。ところが、一般型で専用独立室でやる場合は利用料が発生するというので、そして、また、月10時間、上限が10時間というような設定もある。そういう中で、時間的な限りもある中で、今度は一般の子どもとのこの不公平感というのがまた生じてくるんじゃないかなと思うわけではありますが、その辺のところはどう整合性を取られるのかということでもあります。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 利用者負担額でございます。こども家庭庁が定めました実施要綱によりますと、保護者負担額として、子ども1人、1時間当たり300円程度を標準として、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができるとございます。この標準額をベースに検討してまいりたいと考えております。

これにつきまして、一般の方との不公平感という部分でございますけれども、実際、今、同じようなサービス、サービスといいますか、支援措置としまして一時保育というものがございます。こちらにつきましては、1日預かって2,000円かかるということでございます。時間的には8時半から16時までで、一時預かり、一時保育は1回につき2,000円ということですので、時間にしますと、おおよそ同じぐらいの金額になるかなと思いますので、大きな不公平感というのではないのかというふうに私のほうは考えております。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 不公平感はないということでもありますけれども、しかしながら、このこども誰でも通園制度のこの趣旨に基づいて行うとするならば、これはやはり在園児の中に交じって、そして、保育体験をしていくということで、慣れるため、あるいは子育て支援をするため、そういうような趣旨として行うわけではありますが、幸田町の場合は単独専用で行うということからすれば、そうした趣旨が実際伝わらない内容になるのかなというふうに私は思うわけであります。

それと、今回は、民間のほうからはなかったということでもありますけれども、例えばこの制度が、どんどんと、好評でもっと利用したいわということがあれば、やっぱりそうした制度としてこの条例も整備をしていかなければならないと思うわけですが、その辺のところは幸田町の直営で行うから条例改正は関係ないよという、そういうおつもりなんですか。それとも、きちんと、例えば、制度としてあるのが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、これを制定することにきちんと盛り込むおつもりがあるのかどうなのか、その点についても伺いたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） まず、この制度のメリット、一番のメリットはこの目的であります子ども、子どもにとって家庭とは異なる経験や家族以外の人、年齢の近い子どもと関わる機会が得られることで物や人への興味や関心が広がり、それが成長につながる、これが第一の目的でございます。在園児と一緒に触れ合うというのが最もよろしいかとは思いますが、今回の場合は、まずはスモールスタートというのもござい

ますが、子育て支援センターに来られた子どもたち同士で触れ合っていた中で、それぞれの成長を促していきたいというふうに考えております。

それから、条例につきましては、少々お待ちください、条例につきましては、今、おっしゃいましたように乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する条例を定める条例、こちらを12月に上げさせていただきたいと考えております。この内容につきましては、今後、今から検討しておく内容ではございますけれども、他市の条例の事例も見ますと、中には余裕活用型乳児等通園支援事業所という定義もございますので、この辺も含めまして、どのように条例のほうに組み込めていけるかというのも検討していきたいと思っております。と申しますの、やはり、私どもとしまして、町営だけでやっていくのではなく、やはり民間の小規模保育事業所ですとか、そういった方々にもぜひ参加していただきたいという気持ちはございますので、そういった将来的なものを含めた条例について、今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） この実施施設の設備、あるいは保育士などの保育基準というものあるわけでございます。既存の保育施設が取り組む場合は、通常の保育に加えて、新しい事業を実施することになるわけでありまして。また、在園時間や利用頻度が違う乳幼児が出入りを繰り返すことになり、在園児の支障のない運営ができるのか、こういう不安もあるわけでございます。職員体制の管理、あるいは施設内での情報共有など、影響があるのではないかとということも危惧されるわけでございますが、当面は子育て支援センターで実施をするということで、その辺のところはクリアされるというふうに思うわけでありましてけれども、しかしながら、幸田町の保育施設は、例えば子育て支援センターが満ぱんになったよと、不都合だよと、こうなった場合はほかのところに行かざるを得ない状況も生まれてくるかもしれない。そうしたときに、幸田町のゼロ歳児保育、これは生後おおむね10か月程度からとなっているわけでございます。しかしながら、今回のこども誰でも通園制度について言えば、生後6か月から可能とするということになっておりますし、その辺のところは幸田町の保育条件とは、保育時間帯とはまた全く違うわけでございますが、その辺の充実についてはどのように考えられているんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 今回の制度につきましては、生後6か月からできます。入れます。町立保育園につきましては、現在、生後10か月からということで、4か月、違いがございます。この10か月につきましても、これまでもいろいろな様々な御意見等いただきまして、もっと早くできないかという御意見もいただいとるところでございます。できるだけ6か月から受入れができるような保育体制も、今後検討していく必要があると考えております。

今、坂崎大規模改修工事しておりますけれども、こちらにつきましては6か月も受けられるようなことができないかということで今、整備のほうは進めておるところでございますけれども、ただ、給食の関係ですとか保育士の体制とかそういったものがございますので、いつから6か月を幸田町として導入できるかというのはまだ明確な答えはできま

せんけれども、6か月から入園ができるようには検討は進めておるところでございます。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 私は、長年このゼロ歳児保育を、生後6か月から、あるいはもっと早くできないのかということも何度も取り上げてまいったわけでありましてけれども、ようやくここに至って、こども誰でも通園制度、この状況の中でやっと幸田町も重い腰を上げたということでもあります。

それで、こうした例えば民間で広げるとするにしましても、これは同じであります。例えば、この今回、こども家庭庁が進める、こうしたこども誰でも通園制度、この制度が大きく広がってくるとしたら、町営だけではとてもやり切れないということになってくると、やはり民間の力も借りなければならない。そうしたときにおきまして、やはり、そうした条件整備というものもきちんとやっていただくおつもりがあるかないか、伺いたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 先ほど申し上げました、民間にも広げていきたいという思いは幸田町としてあるという中で、じゃあ、民間のほうでそれに対応した整備、こちらにもお金もかかってくるころもありますし、職員の体制というのものもあるかと思えます。こういったものをどうしていくかというのは、今、明確な答えはできませんけれども、今後も民間の事業者の皆様からいろんな意見をお聞きしながら、どうしていくべきかというのを考えてまいりたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 幸田町の保育園の運営事業につきましては、国のほうの補助がないわけでございます。そうしたときに、こうした、民間の場合はあるわけでございますけれども、幸田町の、本来国が進めるこのこども誰でも通園制度、これを整備しなければならないというときに町費だけつぎ込んで国の補助は一切ないよでは、これはやはり幸田町の財政としてもやはりきちんと対応していかなければならないわけでありまして、国に対しても、きちんとその辺のところは、言うべきところは言って、きちんと補助金をもらえるような、そういう体制づくりもやっていただきたいというふうに思うわけでありましてけれども、その辺のところはどうなってるんでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） この支援事業に係るお金の関係でございますけれども、国が定める乳児等通園支援事業の実施要綱に基づきまして、事業者の皆様には扶助費のほうを給付することになっております。こちらにつきましては、ゼロ歳児につきましては、子ども1人当たり1時間1,300円、1歳児につきましては、子ども1人、1時間当たり1,100円、2歳児につきましては、子ども1人、1時間当たり900円ということでございます。この事業者の方の収入につきましては、この委託料、あと、利用者が支払う負担金という形になるかと思えます。この金額につきましては、国からの補助金、それから、県あるいは幸田町からの2分の1、4分の1、4分の1になるかと思えますけど、まだちょっとその具体的なものは国から示されておきませんが、そういった形での負担になるかと思えます。

また、施設につきましては、特に、今、国からの通知のほう、何も出ておりませんので、その辺をちょっと精査させていただいた上で、今後、要望等も考えながら進めてまいりたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 子育て支援センターで実施する、この職員体制でございますけれども、これは今までと違った2通りの事業を行うということになりますので、今回のことも誰でも通園制度を導入するに当たって、職員体制に不備はないか、その辺の充当というのはどのようになるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） まず、基準で、保育士の配置基準というのが決められております。こちらにつきましては、保育所と一緒にすけれども、乳児につきましては、おおむね3人につき1人、満1歳以上、満2歳に満たない幼児につきましてはおおむね6人に1人、いずれも2人以上の配置が必要ということでございます。

本町のこの誰でも通園制度の実施に当たりましては、保育士の4人体制を今、検討しておるところでございます。常勤2人、パートタイム会計年度任用職員の保育士2人でできないかということで考えておまして、また、必要に応じて、保育士以外に、看護師であるとか助産師であるとかも配置してまいりたいと考えております。

この子育て支援センター自体、今、上六栗と菱池合わせまして、職員自体が17人おります。内訳につきましては、正規が2人、再任用が1人、フルタイムの保育士が3人、パートタイムの保育士が7人、同じくパートタイムで栄養士が2人、看護師1人、助産師1人という状況でございます。このうち、先ほど申し上げましたように、菱池には常時、4人体制を考えておるところでございます。今現在、今の菱池子育て支援センターも4人体制なんですけれども、このうち2人、栄養士が今、菱池子育て支援センターのほうで保育園8園の給食全般の担当を受け持っておりますので、この方、誰でも通園制度のほう、行うことはできませんので、新たにお二人、何とか入れる必要があるかなど、追加する必要があるかなと思います。これにつきましては、現状の子育て支援センターの職員のシフトで対応できるのか、新たに採用する必要があるかについても、今後、検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 保育士の配置基準におきましては、やはりきちんとした資格のある、資格要件もきちんとさせていただきたいというふうに思います。

また、この制度を利用するに当たって、利用者と事業者、いわゆるこれは幸田町になるわけでございますが、直接契約方式というふうになるわけでございますが、こうしたことで、町の関与、いわゆるこども課の対応というのが、直営ですので、これはきちんと対応できるかというふうに思いますけれども、今後、民間との関係もあるわけでございますが、その辺のところの町の関与をきちんと責任持ってやっていただくことができるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 今後、民間事業所が本制度、実施していただいた場合で

ございます。こちらにつきましては、町としましては、児童福祉法の規定に基づきまして、事業所に対しまして指導、監査、勧告、命令等を行ってまいります。事業所を巡回しまして相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係る助言等を行います。また、事業所に対しまして、本制度の意義や目的を正確に伝えるとともに、本制度に係る規定の整備、職員の確保に係る助言等、行ってまいりたいと思っております。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 最後に、幸田町の全ての子どもの育ちを応援する、また、安心して子どもを預けられる制度とするためにも、保育所、保育現場の声をよく聞き取り、支援や指導していくことが重要だと思います。現場の進捗状況など、現在の進捗状況などの声の反映はどのようになっているのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 保育士等の声ということでございます。先ほども申し上げたところもでございますけれども、制度実施に先立ちまして、町内の民間が運営する小規模保育事業所、認定こども園につきましては、アンケート調査を実施させていただきまして、意向の調査をさせていただいたところでございます。その結果、今回は希望がなかったということでございまして、幸田町におきましては、菱池子育て支援センター、こちらでスタートするというところでございます。

この菱池子育て支援センターの選定に当たりましては、町立保育園8園の園長と子育て支援センターの所長が協議、情報共有をしております園長会議、こちらにおきまして、立地面ですとか設備面、職員体制等、様々な角度からどの施設で開始するのが最適か、こちらを検討したものでございます。また、保育の現場からは、本制度の趣旨は理解していただくとともに、お子様を預かる立場として、初めて預かる子どもへの対応はどうしていくか、それから、前回の利用から時間が結構空く場合でございます。そういった前回の利用から時間が経過した子どもへの対応をどうしていこうか、また、日常的に接していない、今度、保護者への対応、こちらをどのようにしていけばよいかといった通常の保育とは違う対応への心配の声も届いてるところでございます。

引き続き保育現場の声を丁寧に聞き取りながら、町内での本制度の定着を図るとともに、将来的に小規模保育事業所など、民間施設での実施拡大も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） ありがとうございます。やはり現場の声、また子どもの安全、育ち、そうしたものを保障するためにも十分、保育現場の声を生かしながらやっていただきたいと思っております。

次に、2つ目の項目に移ります。

生理用品を学校や公共施設に常備設置について問うものであります。

2023年12月議会の一般質問でも、私は小中学校トイレに生理用品の設置について取り上げてきました。あれから一年半たった今も、必要な児童生徒は保健室に置いてあるので取りに行く方式のままであります。改善されておられません。全国では、全小中学校のトイレに設置している区市町村は295自治体に上り、愛知県の公立高校でもト

イレに生理用品が設置されております。

内閣府は、2021年から、自治体での生理用品の無償配布の取組状況を調べております。これは、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという生理の貧困がコロナ禍で顕在化したことを受けたことによるものであります。

今年2月公表の調査結果では、過半数の926自治体が無償配布に取り組んでおり、全公立高校のトイレに生理用品を置いているのは15都県で、全小中学校のトイレに設置しているのはさきに述べた295区市町村であります。

生理は一人一人違います。突然、生理が始まったり、周期が乱れることもあります。どこでも生理用品が手に入る環境をつくることは、女性や子どもたちの人権、健康や教育機会の保障につながります。学校や公共施設のトイレに生理用品の常備設置をすることについて伺います。

まず、小中学校のトイレに設置する考えについてであります。小中学校のトイレに生理用品を設置することは、生理の貧困にとどまらず、子どもたちが安心して学校生活を送るため欠かせないものであります。小中学校のトイレにトイレットペーパーと同じように常備設置していただきたいというのがこの質問の趣旨であります。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 町内小中学校におきまして、生理用品は保健室に常備しており、必要に応じて児童生徒に配布しております。児童生徒の健康状態の把握や心のケアをすることで子どもたちが安心して過ごせることから、保健室で養護教諭が管理することがこれまでの経験から最善として運用されております。また、この運用につきましては、児童生徒、教職員に周知しているとともに、生徒の目の届く中学校のトイレにも常時、貼り紙をして伝えている、そのような運用をしてるところでございます。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今、答えていただいたように、何ら進展がないということであり、新日本婦人の会では、2021年以降、トイレットペーパーのように生理用品をとすることで全国で運動し、多くの自治体で学校や公共施設での生理用品の常備を実現させてまいりました。学校現場からは、トイレは不衛生だ、いたずらや盗難のおそれがある、教員の負担増だと。保健室には置いてあり、子どもの状態を知る機会になる、このようなことで答弁をされてきたわけでございますが、しかしながら、先ほども言いましたように、全国では295の市町村が実際、全小中学校に設置をしているわけであり、近くでは、安城市が2023年から設置をして、大変好評だということであり、そうした意味からも、やはりトイレに設置をして安心して過ごすことができるようにすることがまず大事ではなかろうかというふうに思うわけであります。

私ども、中央小学校に伺ったときに、中央小学校ではトイレに設置してありました。これは無償配布のものを、実際トイレに置いたということでありましたけれども、残念ながら今現在は置かれていないわけであり、この学校トイレに置いてあるところでは、これは父子家庭の生徒が生理用品等の相談を学校でできるようになったり、また生理用品として自由に使うことができるということで安心感があると、そういうようなことも聞かれているわけであります。そうしたことを考えると、やはり今はトイレに設置

をしていく、この考えに立てないのかということではありますが、いかがでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 議員がおっしゃいますとおり、私も過去の記録を確認をさせていただいたところですね、過去に学校ではトイレの流しに生理用品を設置したことがございます。しかし、使用されなかったというふうに報告がありまして、その後、生徒の周知、生徒への周知等により、現在では保健室で配布する運用になってるというふうに認識しております。

全ての小中学校の状態を把握しているわけではありませんけれども、現在は、幸田中学校ではこの運用で月に2人程度の児童生徒が受け取りに来ているというふうに確認しておりますので、子どもがトイレに置いてあることが安心できるのか、保健室に行って先生と話をして受け取るのが安心できるのかというところを少し学校のほうにそれぞれ聞いてみないと分からないとこでございますので、現状は今の運用さしてもらいますが、今回、改めて、議員から御意見があったことについては学校にお伝えをしていきたいとは考えております。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 中学校では、保健室に取りに行くのがたった2人ですか。その中学校に女子生徒が何人いるか分かりませんが、この生理の周期というのはほんとに狂うわけでありまして。ストレスや睡眠不足、疲れ、いろんなことによって、この周期が狂うということもあります。また、思わぬところで不正出血をしたりすることもあります。これは誰も起こり得ることでもあります。学校で生理が漏れて恥ずかしくて不登校になった、こういう事例も全国では数々、聞かれてきております。

また、今、物価高騰の折、ナプキンを節約するために、長時間、トイレットペーパーを使ったりとか、あるいはナプキンを当てたりとか、不衛生なこの代用品に使ったりする。こういうことは健康にも悪影響をもたらすものではないでしょうか。やはり、こうした、中学校でさえもこのようにたった2人しか保健室に行かれないよというような事例があるわけです。これが月に1回、大体は子どもたちが来るならば、例えば幸田中学校で400人いるとするなら、半分は女子生徒でありますので、200人が月に1回は大体、来るわけでありまして。そうすると、誰か彼かやっぱり必要な子というのは何人かいるわけです。それがたった2人って考えられない。ですので、それは我慢してるわけでございます。それがトイレにあれば、自由に遠慮なく使えて安心感があると、こういうふうになりますので、そうしたことの子どもたちの気持ちもきちんと考えていただきたい。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 小中学校9校の保健室では、生理用品を常備しており、必要に応じて養護教諭がその生理用品を準備してるんですけども、併せてそこには着替え等、児童生徒の様子を確認しながら対応することができております。児童生徒と直接、対応することで、心のケアも含めた適切な対応ができてると、そういう声も聞いております。

それから、各学校、保健指導の中で、生理に関する指導を実施しておられます。この効果もありまして、生理用品の必要な児童生徒は各自、持参しているというふうにも聞

いております。そのため、保健室に生理用品を取りに来る児童生徒が今、少ないというふうにおっしゃられましたけど、その中でも取りに来る機会があるわけですので、その結果が、今、そういう状態であるということでございます。

養護教諭からは、保健室に生理用品が常備して、いつでも対応できることを児童生徒に伝えているということでございますので、必要なときに自主的に来室できている状態というふうに認識しております。ただ、これは最近、私が全てを調べたわけでありませんで、現状がどうであるか、また学校の現場の養護教諭の先生等にお話は聞いてみたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 生理の貧困というのはほんとに深刻であります。今、生理用品、一番安いのも400円ぐらい、高いものになりますとほんとに1,000円近くするわけであります。これは人それぞれ、様々でありますので、やはりこれがトイレットペーパーと比べると生理用品って高いなと思います。私が子育てするときにも、やっぱり子どもが小学校、中学校のときには本当に苦労しました。忘れないでよと、そういうことを必ず声かけをするわけですけども、子どもは忘れてしまう。また、狂ってしまう。これに対応するために、お漏らしをしてきたとか、そういうこともあったわけあります。ですので、今の子育ても、私がやっていたときの子育ても同じような条件だと思うんですね。ですので、そうした点で子どもが不登校にならないように、あるいは恥ずかしい思いをしないように、それがトイレに設置してあれば、自由に遠慮なく、誰にも知られることなく使うことができる。ぜひ、こうした取組はやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

次に、2つ目に入りたいと思います。

幸田町では、申入れによって図書館に生理用品を設置したことがあります。役場庁舎をはじめ、中央公民館など、公共施設の常備設置の実施について伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 令和3年から、役場庁舎1階と3階の女子トイレ、幸田町立図書館の女子トイレにて生理用品の配布を行っております。令和6年度からは、役場の閉庁日にも配布できる場所を増やすために、学習スペースを設けた中央公民館での配布を行っております。中央公民館での配布により、学習のために訪れた学生やそれ以外の利用者の方への配布もできることとなっております。

常備設置については、現在、トイレには生理用品は置いてございません。引換カードというものをですね、トイレに置いて、申し出ていただいた方にお渡ししている状況でございます。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） わざわざ引換カードを持って換えに行かなければならないと、こういう状況じゃなく、そうすると、これ、職員の手も煩わすことになる。しかしながら、トイレにきちんと設置してあるならば、これは職員の手も煩わせることなく利用することができるわけでありますので、その辺のところも公共施設への常備設置っていうのも

必要ではないかというふうに思うわけでありませうけれども、改善するおつもりがありませんか。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 常備設置、直接置くことに関しましては、衛生的な面であったり、持ち去りということで、そういったこともありますので、現在、限られた在庫の中で実施しておるといったこともありますので、持ち去られて在庫がなくなってしまうと、本当に必要な方に渡せなくなってしまうということもありますので、現在は申し出ていただいた方にお渡しをする形を取らせていただいております。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 持ち去りなんて、そんなにたくさん、1袋、ボンと置いてあるわけじゃないでしょう。やっぱりそれは幾つか例えば5つぐらい箱に入れて置いてあるとか、そういうことでありますので、なくなったら補充すればいいわけでありませう。ですので、それが体制にどういう影響があるのかと言わざるを得ないわけでありませう。ですので、やはりそうした持ち去った経過があつてからそういうことを答弁されるんでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現在、生理用品については、防災備蓄品として保管されていたもの、そういったものを使いながら実施している状況でございます。そういった中で、やはり今トイレットペーパーだったりいろんなものが持ち去られるという状況もあるという中で、現在はこの形で実施をしていきたいというふうに思っております。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 学校や公共施設への常備設置がなぜできないのかということ、それ、考えてみたことがおありでしょうか。そのことについて伺いたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 教育部長。

○教育部長（山本晴彦君） 学校につきましては、先ほど述べましたように、過去に設置したことがある中で、学校現場の実態から、今の状態がいいという運用に移っているところがございます。繰り返しになりますけれども、それから時間がたっておりますので、議員がおっしゃるとおり、今がどうなのかということについては学校のほうにお話を聞きたいということで教育委員会としては考えております。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） 現在、カードでお渡しをしているということで、引換カードということで、当然そちらを持ってきていただければ、名前だとか何かもお聞きすることなく、そのままお渡しするというような形を取っておりますので、そういった形を活用しながら、なるべくこういったカード、そういったものもお知らせしながら、もう少し周知であったり利用しやすさ、そういったものも考えていながらこの制度のほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 5月28日は世界月経衛生デーでありました。これは生理に関するタブーをなくし、全ての人が安全で衛生的な環境で生理を管理できる社会を目指すた

めの啓発デーとなっております。私もそれは今まで知らなかったわけでありましてけれども、世界的にこのような状況をつくり出しているというようなことから、やはり公共施設あるいは小中学校のトイレに常備設置というのは必要ではなかろうかと思うわけがあります。

そして、また、愛知県の公立高校ではトイレに設置してあるわけでございますので、そうした愛知県がやってるわけですよ。愛知県がやっている。それがなぜ市町村でできないのかということでもあります。衛生的に不衛生だというのはならば、これはきちんとそうした管理をしていけばいいわけであって、安城市ではいろんな、先ほど答弁されたような声がありました。けれども、2023年に、最初、設置した当時はいろいろあったかということお聞きいたしましたけれども、だんだんそれが定着をしてきて、もうトイレに設置してるの当たり前と、このような状況を生み出しているわけでありまして。ですので、トイレットペーパーと同じように生理用品の設置っていうことをぜひ、求めるものでありますので、検討をお願いしたいと思います。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 答弁はないようであります。

防災倉庫には、非常用の生理用品も設置してあります。これは期限切れもあるということでお聞きをいたしました。そうした点で、やはり期限切れになって廃棄をする前にこれを有効活用すると、こういうことも考えていってほしいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3番目の項目に入ります。

非核を冠した非核平和都市宣言にしてほしいという願ひであります。

幸田町平和都市宣言は、令和3年、2021年6月24日に全会一致で可決をされました。この宣言は、戦後75年を経過し、世界の動きにおいては1月に核兵器禁止条約の発効という記念ある年におきまして、町民の平和意識の醸成とともに、平和の大切さを後世に伝え続けていくことを幸田町の姿勢として表明することを目的として行っております。

昨年は、日本原水爆被害者団体協議会、いわゆる日本被団協であります、ノーベル賞、平和賞を受賞をいたしました。核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持つてはいけないというのが原爆被害者の心からの願ひだとして運動を続け、核兵器は人類と共存できないし、させてはならないとして世界を動かしてきたのであります。それがノーベル平和賞につながったものであります。

核兵器禁止条約は、国連加盟国の半数近くが署名をしておりますが、日本は唯一の被爆国でありながら、核の傘を含む核抑止を肯定し、核兵器禁止条約の署名、批准を拒んでおります。核の傘から脱却し、速やかに禁止条約に参加すべきであります。

核兵器廃絶と被爆者援護を訴えながら全国から被爆地広島、長崎を目指して歩く2025年原水爆禁止国民平和大行進は、被爆80年の今年、日本政府に核兵器禁止条約への参加を迫る世論と運動を広げております。幸田町でも、6月1日にJR幸田駅前核兵器廃絶、そして、平和の願ひを訴えてスタンディングも行っております。

戦後80年、被爆80年の節目の年、非核を冠した幸田町平和都市宣言の見直し、

変えることについて伺いたいと思います。これ、町長にお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（廣野 房男君） 質問者に申し上げます。

発言時間が残り2分を切りましたので、よろしく申し上げます。

町長。

○町長（成瀬 敦君） 今年には戦後の80周年で、被爆80周年の節目の年を迎えたということでもあります。先日もちょうど中日新聞の中で、碧南市さんですかね、この戦後80年を機とした平和都市宣言の議案を上程されているということですのでございます。碧南市さんにおかれても、非核という意味で、核廃絶というような文言としては踏み込んでいないような気がいたしておりますが、幸田町は先駆けて、戦後75年を経過したときの6月の24日のこれは、そのときに平和都市宣言を宣言したものでございます。そのときに、世界の動きにおいては、1月に核兵器禁止条約の発効という年に行ったものでございます。幸田町の平和都市宣言の中身を読んで振り返るわけでございますけれども、令和3年6月24日のこの宣言文でありますけれども、私たちは、核兵器による世界で唯一の被爆国として、惨禍に苦しむ歴史を繰り返さないよう、命を大切に、和を尊び、世界平和の実現に向け努力してまいりますということで宣言をしておるものでございます。

おっしゃるとおり、非核という文言は冠として幸田町の平和都市宣言は付けておりません。現行の宣言におきましては、戦争の悲惨さ、平和の尊さを強く認識し、恒久的な平和を願う本町の強い意志を示すものであり、あえて明記せずとも、その理念の中に非核の真意は十分、込められていると考えております。それと併せまして、実際に私どもは平和行政の取組ということで、今年には長崎ということでもありますけれども、平和首長会議への出席、そしてまた、町民の皆様方に向けて、様々な啓発活動ということで、悲惨な広島、長崎における原爆の実相を伝えるパネル展等々を次世代に語り継いでいくために様々な啓発活動を行っていきたいと思っております。

戦後の80年という歴史の重さを胸に刻みまして、町として、平和を願い、その思いを未来へと継承していく責務を果たすべき、今後も平和行政に取り組んでいくということで、非核という文言を使わないけれども、明記せずとも、しっかりその真意を理解した上で具体的な行動に取り組んでいる幸田町ということで、先駆けて平和都市宣言に取り組んだということですので、よろしく申し上げます。

○議長（廣野 房男君） 企画部長。

○企画部長（内田 守君） すいません、先ほどの生理用品の関係でございます。こちらのほう、先ほど、議員、言われましたとおり、防災備蓄品の活用ということで、令和3年には236パック、令和6年には396パック、そういったものを活用しながら実施しております。そういった中で、また、こういった方法がいいのか、そこも含めましてまた検討してまいります。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 幸田町は、西三河でも周りに先駆けてやったわけではありますが、それより以前に、みよし市では2011年に平和都市宣言を行っております。しかしながら、みよし市では非核を冠に付けて改めて新宣言として行っております。これには核

の廃絶、こういうことうたいながら、きちんと核兵器の使用はいけないよと、こういうふうなことで新宣言をしております。このみよし市の非核平和都市宣言の概要等につきましては、お渡ししてありますので、十分、熟読をされて、また考えていただきたいというふうに思うわけでありまして。ですので、前例もあるわけでございます。

そうしたことで、今、核の脅威が大きくなってきている中で、やはり核兵器は人類と共存できない、核兵器の廃絶、これをやっぱりきちんと第1番目に挙げるべきではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 理事者に申し上げます。

答弁時間、残り2分切りましたので、簡単、明瞭にお願いします。

○町長（成瀬 敦君） 幸田町におきましては、先ほど来、歴史的には早めに取り組んだつもりでありますけれども、みよし市さんというまた新たに非核という言葉をつくったということでもあります。戦争というその長崎、広島の中で原爆を投下されたときの非核、核を持ち込んだことによって、使ったことによって日本は世界でも最大の被害、理不尽な思いをさせられましたけれども、非核、核廃絶という文言と戦争については、全く今、言われたようにイコールでありますけれども、文言をこの平和宣言の中の前に持ち込むということはまだまだちょっと時間を要すと私は思っております。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 町長は今度、長崎に行って会議に参加されるということでございます。十分、認識をされながら、そして改めて考えていただきたいということと同時に、平和行政の取組の強化ということでお願ひをしたいというふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（廣野 房男君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） しっかり認識して、また、長崎の平和首長会議等でしっかりいろんな全国の市町村と交流、意見交換をしてみたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（廣野 房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） ぜひ、冠に非核を付けた本当の意味の非核平和都市宣言の実現を目指してよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（廣野 房男君） 14番 丸山千代子議員の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は全部、終了しました。

次回は、6月9日月曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問された人は、議会だよりの原稿を6月17日火曜日までに提出をお願いします。

ここで、1点、御連絡申し上げます。

議会広報特別委員会岩本委員長から議員の皆さんに事務連絡がありますので、理事者の退席後、議員の皆様はこの場にお残りいただきたいと思ひます。

連絡事項は以上であります。

長時間、大変お疲れさまでした。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和7年6月6日

議 長

議 員

議 員